

(案)
保育所適正配置基本構想
【改訂版】

平成29年度～平成32年度

平成29年7月

東広島市

目 次

| | |
|-----------------------------|----|
| 序 構想の趣旨等 | 1 |
| 1章 保育サービスに係る施策の方針及び適正配置取組状況 | 2 |
| 2章 保育所等の現状と問題点 | 5 |
| 3章 保育所等の充足状況の見通し | 16 |
| 4章 保育所等の整備等の基本方針 | 20 |
| 5章 地域別保育所等の整備等の方向 | 24 |
| 6章 構想の推進方策 | 42 |
| 資料 構想策定の経緯 | 43 |

序 構想の趣旨等

1 構想の趣旨

我が国は、今後、人口減少と少子高齢化の急速な進展が現実のものとなり、地域経済の弱体化や労働力人口の減少、地域の衰退などにつながるおそれがあり、新たな経済成長や社会の活力維持に向けた取り組みが喫緊の課題となっています。

こうした背景を踏まえ、国においては、子ども・子育て支援法などに基づき、一人ひとりの子どもが健やかに成長することができる社会を目指して、保護者が子育てについての第一義的責任を有するという基本認識の下に、幼児期の教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進する子ども・子育て支援新制度を平成27年4月からスタートさせました。

本市においても、東広島市子ども・子育て支援事業計画を策定し、新制度における施設型給付・地域型保育給付による幼児期の教育・保育の提供、待機児童の解消、地域の子育て支援の一層の充実などの取り組みを推進しているところです。

本市の保育所及び認定こども園（以下、「保育所等」という。）については、今後の保育ニーズに対応した保育サービスを適切に提供するため、将来における保育所等の過不足の見通しと既存の保育所等の整備、活用のあり方について検討を行い、平成21年3月に保育所適正配置基本構想を策定しました。

その後、子ども・子育て支援新制度の開始に伴う認定こども園の増加、人口集中地域における待機児童の増加、周辺地域における就学前児童の減少など保育を取り巻く状況は大きく変化し、保育所等の配置及び規模の適正化について見直しを行う必要が生じました。

このため、基本構想策定期からの人口及びニーズ量の増減、施設配置の実績等を踏まえて、保育所適正配置基本構想の改訂を行うものです。

2 構想の位置づけと計画期間

(1) 構想の位置づけ

本構想は、第四次東広島市総合計画の基本構想及び同計画後期基本計画に示されたまちづくりの理念及び将来都市像に基づき示された、まちづくり大綱、まちづくり目標及び施策大綱を踏まえ、多様な保育サービスの充実に向けて、保育所等の配置、定員を全市的な視野に立って検討するために策定するものです。

(2) 計画期間

本構想の計画期間は、第四次東広島市総合計画の目標年次との整合性を図り、改訂後の計画期間を平成29年度から平成32年度までとします。

1章 保育サービスに係る施策の方針及び適正配置取組状況

1 少子化の現状と問題点

(1) 少子化の現状

本市の出生数は、平成19年までは増加傾向にありました。近年は概ね横ばいで推移しています。また、合計特殊出生率（脚注）は、低下傾向が続いており、今後少子化が進むことが考えられます。

図 出生数の推移（広島県及び東広島市）

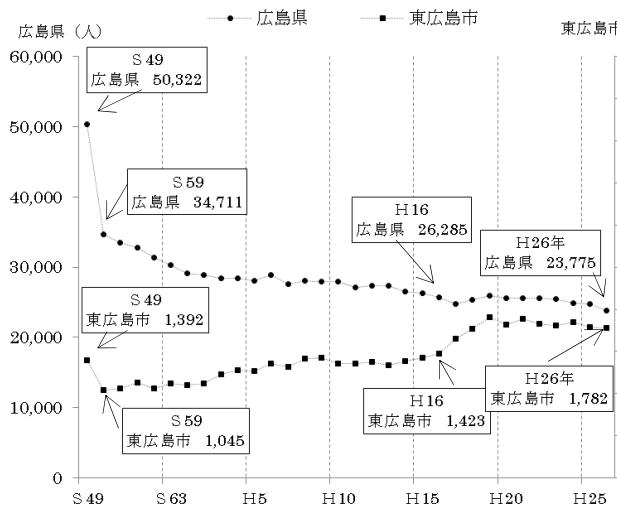
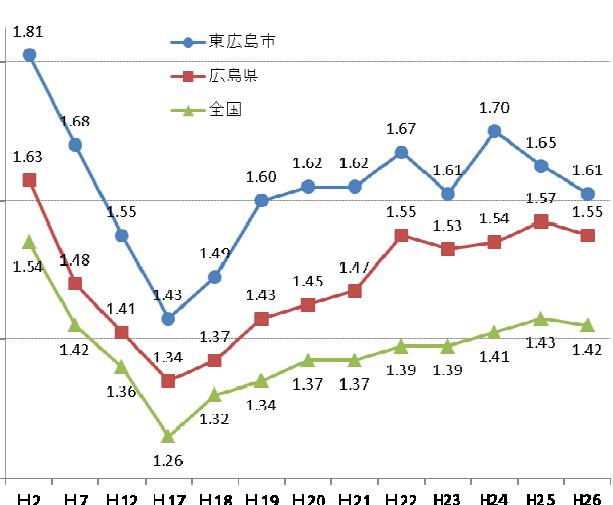


図 合計特殊出生率の推移



(2) 少子化の要因と影響

少子化の主な要因としては、「未婚化・非婚化」と「晩婚化・晚産化」があげられます。

平成22年国勢調査における男性の生涯未婚率は20.1%、女性は10.6%になっています。生涯未婚率は、特に男性で上昇しており、30年前の7倍以上増加しています。また、日本人の平均初婚年齢は、平成26年で夫が31.1歳、妻が29.4歳で、上昇傾向を続けています。さらに、完結出生児数は、平成22年出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）で1.96人となって昭和15年の調査開始以降初めて2.0人を下回りました。

少子化社会対策大綱（平成27年版、内閣府）では、少子化の影響について、次の事項が指摘されており、本市でも、こうした問題が深刻化することが懸念されます。

<少子化の影響>

- ・人口の減少
- ・高齢化の進行
- ・結婚や出産の実現が困難
- ・地域・社会の担い手の減少
- ・現役世代の負担増加
- ・経済や市場の規模の縮小
- ・経済成長率の低下

脚注：合計特殊出生率とは、その年次の15歳から49歳までの女子の年齢別出生率を合計したもので、1人の女子が仮にその年次の年齢別出生率で一生の間に子どもを産むと仮定したときの子ども数に相当します。

完結出生児数とは、夫婦の最終的な平均出生子ども数のことです。結婚持続期間が15年から19年までの夫婦の平均子ども出生数。出生動向基本調査（国立社会保障・人口問題研究所）による平成22年の完結出生児数は、1.96人で昭和15年の調査開始以降初めて2.0人を下回り、平成27年調査では1.94人と更に下回りました。

2 保育サービスに係る施策の方針

(1) 国の保育サービスに係る施策の方針

国においては、平成27年3月に閣議決定した「新たな少子化社会対策大綱」において、子育て支援策の一層の充実、若い年齢での結婚・出産の希望の実現、多子世帯への一層の配慮、男女の働き方改革、地域の実情に即した取組強化の5つの重点課題が設けられています。保育サービスに係る政策については、「子ども・子育て支援新制度」の円滑な実施、待機児童の解消、多子世帯に対する負担軽減などに重点的に取り組むこととされています。

また、平成27年10月には、希望出生率1.8の実現を目標とする「一億総活躍社会の実現に向けて緊急に実施すべき対策」が取りまとめられ、保育の受け皿確保、保育士確保に向けた待遇改善などに取り組むとされています。

(2) 本市における保育サービスの基本的な方向

本市は、第四次東広島市総合計画及び後期基本計画において、保育サービスに関する基本的な方向を次のとおり定めています。

【第四次東広島市総合計画】

(まちづくりの理念)

- 人が集い、むすびつき、輝くまち
- 安全・安心な暮らしが確保され、快適に暮らせるまち
- 知的資源や地域特性を活かした、活力あるまち

(将来都市像)

「未来にはばたく国際学術研究都市～ともに育み、人が輝くまち～」

【第四次東広島市総合計画後期基本計画】

(まちづくり大綱) 一安心づくり一安全で安心なまちを地域で支え合うまち

(まちづくり目標) 安心して子どもを生み、育てられるまち

(施策大綱) 2－2 多様な保育サービスの充実

(施策の目標)

子どもを持つ親が安心して働くことができ、子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、心豊かに育つことができるよう多様な保育サービスの充実を図るとともに、子どもたちが地域においても安全に健やかに過ごせ、豊かな人間性を育むことができる場を形成します。

(施策の方向)

- 利用者ニーズに対応した保育環境の充実

保育所に入所を希望するすべての児童が適切な保育サービスを受けられるよう、保育所の配置・定員を全市的な視野に立って検討するとともに、民間活力も活かして計画的な保育環境の整備に努めます。

- 保育サービスの充実

不足傾向の保育士の確保策に重点的に取り組むとともに、多様化する保育ニーズに応えるため、延長保育や一時保育、病気回復期にある子どもの病後児保育等の充実、障害のある子供の適切な受け入れの促進や、小学校との連携など保育サービスの充実を図ります。

脚注：希望出生率とは、夫婦の意向や独身者の結婚希望等の割合から算出した国民の希望が叶った場合の出生率のこと。

3 保育サービスに係る環境変化及び適正配置取組状況

(1) 保育サービスに係る環境変化

社会全体では少子化傾向という状況はあるものの、本市では、本構想策定時には予測できなかつた次のような保育サービスに係る環境変化が生じています。

① 就学前児童数の伸び

本構想を策定した後、本市の人口は、想定を上回って増加しています。特に西条地区、八本松地区における人口の伸びが大きく影響しています。保育所等入所の対象となる0歳児から5歳児までの人口は、構想策定時は平成27年に9,000人程度になると推計していましたが、実際には11,000人まで増加しています。

人口増加に伴い、保育所等の保育ニーズ量も増加しています。構想策定時は平成27年に3,800人程度になると推計していましたが、実際には4,300人余りにまで増加しています。

これらの環境変化に対応するため、平成25年度から平成27年度にかけて、民間事業者による保育施設の整備を推進しました。その結果、市内全体の保育定員は、平成28年4月1日現在で4,972人まで増加しています。

② 保育ニーズ量の増加

就学前児童数の伸びとともに、保育ニーズ量も本構想策定時における予測と比較すると、大きく増加しています。

構想策定時には、市全体の保育ニーズ量を平成27年4月1日現在で3,813人と予測していましたが、実際には4,350人まで増加しています。さらに、平成28年4月1日現在では4,581人の保育ニーズ量となっており、引き続き増加傾向にあります。

(2) 適正配置取組状況

これらの保育サービスに係る環境変化に対応するため、本市では、私立保育所等の施設整備により、本構想策定時から1,600人以上の保育定員を拡充してきました。

また、老朽化している公立保育所等については、必要に応じて耐震工事や大規模修繕を実施していますが、引き続き、老朽化への対応に努めているところです。

■ 本構想策定後の私立保育所等の整備状況

| 地区 | 保育所名 | 定員(人) | 開設年度 |
|----------|-------------------|-------|------|
| 西条 北部 | あい保育園西条中央 | 90 | H22 |
| | あおぞらキッズスクール | 30 | H22 |
| | あい保育園西条東 | 90 | H23 |
| | 西条あおい保育園 | 120 | H25 |
| | あい保育園寺家 | 90 | H27 |
| | オーエヌ第1保育園 | 60 | H27 |
| | あい保育園広島大学前 | 80 | H27 |
| | にじいろ保育園 | 82 | H28 |
| | あい保育園寺西 | 80 | H28 |
| | 認定こども園さざなみの森 | 120 | H23 |
| | 認定こども園サムエル西条こどもの園 | 245 | H23 |
| | 認定こども園みそのうこばとの森 | 160 | H25 |
| | 小計 | 1,247 | △ |

| 地区 | 保育所名 | 定員(人) | 開設年度 |
|----------|---------------------|-------|------|
| 西条 南部 | 三永太陽保育園 | 150 | H27 |
| | 小計 | 150 | △ |
| 八本松 | 認定こども園アザレアキッズステーション | 40 | H28 |
| | 八本松みづき認定こども園 | 60 | H28 |
| | 小規模保育所めいばえ保育園 | 19 | H28 |
| | 小計 | 119 | △ |
| 黒瀬 | ひまわり認定こども園 | 30 | H23 |
| | 認定こども園みどりがおかようちえん | 66 | H26 |
| | 小計 | 96 | △ |
| 定員計(人) | | 1,612 | |

※定員は、利用定員を示す。

2章 保育所等の現状と問題点

1 保育施設の現状

本市においては、公立保育所24か所、公立認定こども園3か所、私立保育所20か所、私立認定こども園8か所、私立小規模保育所1か所、合わせて56か所の保育施設が設置されています。

【保育施設一覧（保育所、認定こども園、小規模保育所）】

| 地区 | 区分 | 保育所名 | 定員 | 建設年度 | |
|------|--------------------|---------------------|-------|-----------------------|--|
| 西条北部 | 公立 | 寺西保育所 | 120 | S 46 | |
| | | 西条東保育所 | 110 | S 49 | |
| | | 円城寺保育所 | 90 | S 50 | |
| | 私立 | 青雲保育園 | 120 | S 51 (一部H11) | |
| | | 玉法保育園 | 100 | S 54 (一部 S 57・H24) | |
| | | 愛育保育園 | 185 | H14 | |
| | | みづき保育園 | 60 | H14 | |
| | | あい保育園西条中央 | 90 | H21 | |
| | | あおぞらキッズスクール | 30 | H21 | |
| | | あい保育園西条東 | 90 | H22 | |
| | | 西条あおい保育園 | 120 | H25 | |
| | | あい保育園寺家 | 90 | H26 | |
| | | オーエヌ第1保育園 | 60 | H26 | |
| | | あい保育園広島大学前 | 80 | H27 | |
| | | にじいろ保育園 | 82 | H27 | |
| | | あい保育園寺西 | 80 | H27 | |
| | | 認定こども園さざなみの森 | 120 | H22 | |
| | | 認定こども園サムエル西条こどもの園 | 245 | H22 | |
| | | 認定こども園みそのうこばとの森 | 160 | H24 | |
| | | 計 | 2,032 | | |
| 西条南部 | 公立 | 板城保育所 | 110 | H3 | |
| | | 郷田保育所 | 80 | S 48 | |
| | 私立 | 三永太陽保育園 | 150 | H26 | |
| | | 計 | 340 | | |
| 八本松 | 公立 | 吉川保育所 | 30 | S 56 | |
| | | 原保育所 | 80 | S 53 | |
| | | 川上西部保育所 | 140 | S 46 | |
| | | 川上東部保育所 | 90 | S 47 (一部 S 53) | |
| | | 川上中部保育所 | 115 | S 49 (S 63) | |
| | 私立 | 妙徳保育園 | 90 | H11 | |
| | | 八本松あおい保育園 | 120 | H18 | |
| | | 認定こども園アザレアキッズステーション | 40 | H27 | |
| | | 八本松みづき認定こども園 | 60 | H27 | |
| | | 小規模保育所めほえ保育園 | 19 | H27 | |
| | | 計 | 784 | | |
| 志和 | 公立 | 志和堀保育所 | 30 | S 55 | |
| | | 東志和保育園 | 70 | H24 | |
| | | 志和龍城保育園 | 60 | H14 | |
| | | 西志和中央保育園 | 50 | H 5 | |
| | | 計 | 210 | | |
| | 高屋 | 高屋東保育所 | 90 | S 55 | |
| | | 小谷保育所 | 60 | S 53 | |
| | | 造賀保育所 | 60 | S 54 | |
| | | 高屋中央保育所 | 120 | S 51 | |
| | | 認定こども園サムエル東広島こどもの園 | 245 | H 9 | |
| | | 計 | 575 | | |
| 黒瀬 | 公立 | 板城西保育所 | 60 | S 57 | |
| | | 上黒瀬保育所 | 60 | H 5 | |
| | | 乃美尾保育所 | 70 | H 4 | |
| | | 中黒瀬保育所 | 180 | S 59 | |
| | | 曉保育所 | 105 | S 58 | |
| | 私立 | ひまわり認定こども園 | 30 | H22 | |
| | | 認定こども園みどりがおかようちえん | 66 | H25 | |
| | | 計 | 571 | | |
| | | 認定こども園くば（旧久芳保育所） | 40 | S 58 | |
| | | 認定こども園たけに（旧竹仁保育所） | 40 | H 5 | |
| 福富 | | 計 | 80 | | |
| 公立 | 認定こども園とよさか（旧豊栄保育所） | 70 | S 63 | | |
| | 計 | 70 | | | |
| 豊栄 | 公立 | 河内西保育所 | 40 | H 5 | |
| | | 入野光保育園 | 70 | H 8 | |
| | 私立 | 計 | 110 | | |
| | | 木谷保育所 | 40 | S 48 (一部 S 58) | |
| 河内 | 公立 | 三津保育所 | 90 | S 53 | |
| | | 風早保育所 | 70 | S 54 | |
| | | 計 | 200 | | |
| | | 公立計 | 2,190 | | |
| 安芸津 | | 私立計 | 2,782 | | |
| | | 総合計 | 4,972 | | |

基本構想を策定した平成21年3月から平成27年度末までの間に、利用児童数の減少、あるいは老朽化が著しい公立保育所については廃止もしくは民営化を行い（6か所）、私立保育所1か所も廃止されました（定員▲560人、延床面積▲3,267.18m²）。

一方で、保育需要の拡大に対応するために、民間事業者による保育施設の整備が進展し、平成22年度から28年度にかけて、市全体で10か所の私立保育園、7か所の私立認定こども園、1か所の小規模保育所が新設されています。（定員+1,612人）

保育施設の建設年度別施設数は、昭和51年度以前（40年以上経過）が10か所、昭和52～61年度（30～39年経過）が13か所、昭和62～平成8年度（20～29年経過）が8か所、平成9～平成19年度（10～19年経過）が6か所、平成20年度以降（9年以下）が19か所となっています。建設後30年以上経過した施設が4割近く（56施設のうち、23施設）を占めており、全体に占める割合は、本構想策定期（平成20年度）とほぼ同様です。

また、建築基準法の新耐震基準（昭和56年5月31日施行）適用以前に建設された施設は、公立保育

所17か所、私立保育所2か所です。このうち西条東保育所、円城寺保育所、吉川保育所、原保育所、三津保育所、風早保育所の6か所が特定建築物（脚注）に該当しています。平成21年度に耐震診断を行った結果、三津保育所及び風早保育所の2か所について耐震補強が必要であることが判明し、耐震補強工事を実施しています。

一方、耐用年数を経過している公立保育所の9か所については、施設の老朽化に対応して必要な整備等を行う必要があります。

表 建設年度別施設数 (か所)

| 地 区 | 昭和51年度以前 (40年以上経過) | | | 昭和52～61年度 (30～39年経過) | | | 昭和62～平成8年度 (20～29年経過) | | | 平成9～19年度 (10～19年経過) | | | 平成20年度以降 (9年以下) | | | 合計 | | |
|-------|-----------------------|----|----|-------------------------|----|----|--------------------------|----|---|------------------------|----|---|--------------------|----|----|----|----|----|
| | 公立 | 私立 | 計 | 公立 | 私立 | 計 | 公立 | 私立 | 計 | 公立 | 私立 | 計 | 公立 | 私立 | 計 | 公立 | 私立 | 計 |
| 西条地区 | 4 | 1 | 5 | - | 1 | 1 | 1 | - | 1 | - | 2 | 2 | - | 13 | 13 | 5 | 17 | 22 |
| 八本松地区 | 3 | - | 3 | 2 | - | 2 | - | - | - | - | 2 | 2 | - | 3 | 3 | 5 | 5 | 10 |
| 志和地区 | - | - | - | 1 | - | 1 | - | 1 | 1 | - | 1 | 1 | - | 1 | 1 | 1 | 3 | 4 |
| 高屋地区 | 1 | - | 1 | 3 | - | 3 | - | - | - | - | 1 | 1 | - | - | - | 4 | 1 | 5 |
| 黒瀬地区 | - | - | - | 3 | - | 3 | 2 | - | 2 | - | - | - | - | 2 | 2 | 5 | 2 | 7 |
| 福富地区 | - | - | - | 1 | - | 1 | 1 | - | 1 | - | - | - | - | - | - | 2 | - | 2 |
| 豊栄地区 | - | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | - | - | - | - | - | - | 1 | - | 1 |
| 河内地区 | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | 2 | - | - | - | - | - | - | 1 | 1 | 2 |
| 安芸津地区 | 1 | - | 1 | 2 | - | 2 | - | - | - | - | - | - | - | - | - | 3 | - | 3 |
| 全 市 | 9 | 1 | 10 | 12 | 1 | 13 | 5 | 3 | 8 | - | 6 | 6 | - | 19 | 19 | 27 | 29 | 56 |

注：複数棟ある保育所等については、主たる棟について集計した。

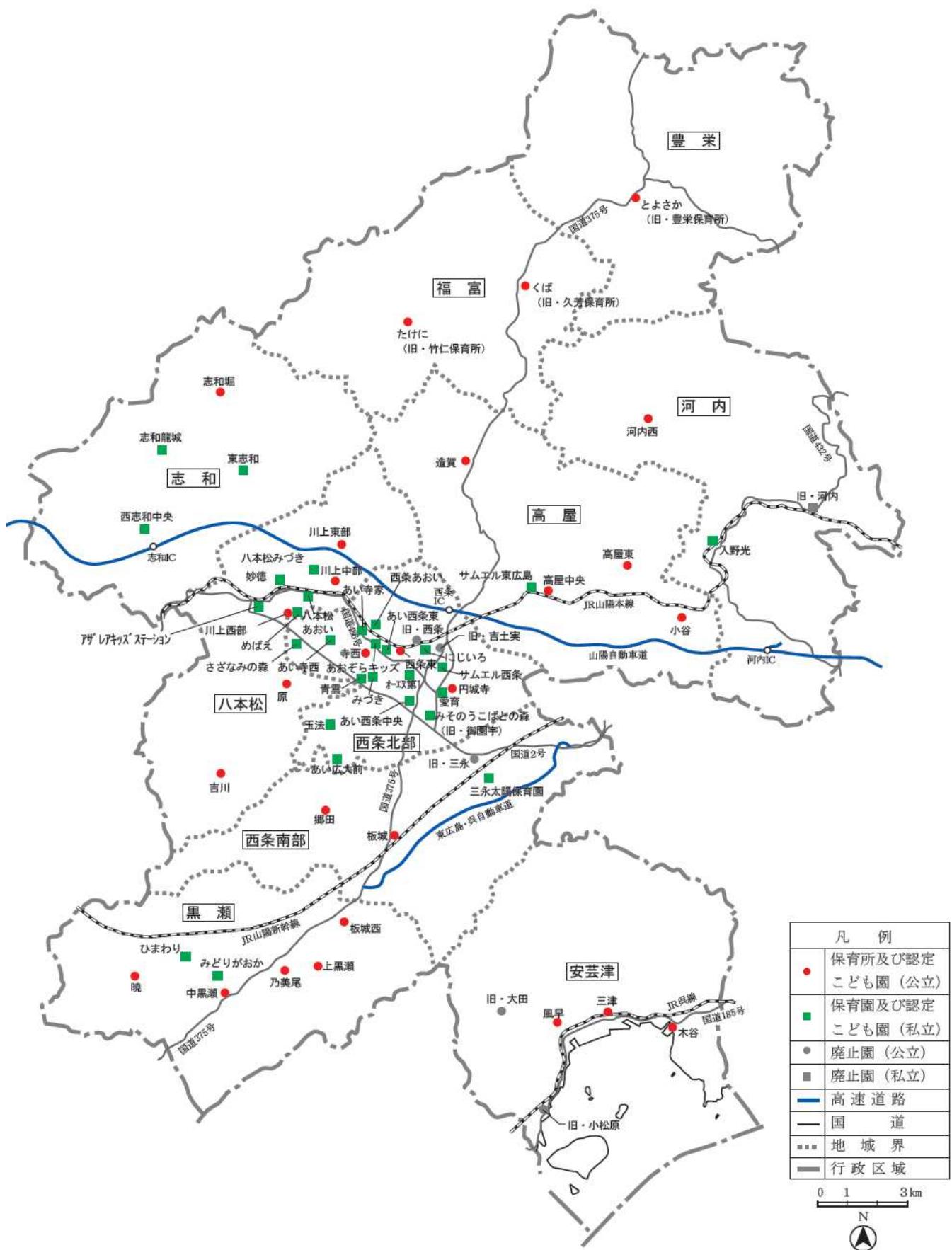
表 地区別耐用年数経過未経過別施設数 (か所)

| 地 区 | 耐用年数経過 | | | 耐用年数未経過 | | | 合計 | | |
|-------|--------|----|----|---------|----|----|----|----|----|
| | 公立 | 私立 | 計 | 公立 | 私立 | 計 | 公立 | 私立 | 計 |
| 西条地区 | 2 | 1 | 3 | 3 | 16 | 19 | 5 | 17 | 22 |
| 八本松地区 | 3 | - | 3 | 2 | 5 | 7 | 5 | 5 | 10 |
| 志和地区 | - | - | - | 1 | 3 | 4 | 1 | 3 | 4 |
| 高屋地区 | 2 | - | 2 | 2 | 1 | 3 | 4 | 1 | 5 |
| 黒瀬地区 | - | - | - | 5 | 2 | 7 | 5 | 2 | 7 |
| 福富地区 | - | - | - | 2 | - | 2 | 2 | - | 2 |
| 豊栄地区 | - | - | - | 1 | - | 1 | 1 | - | 1 |
| 河内地区 | 1 | - | 1 | - | 1 | 1 | 1 | 1 | 2 |
| 安芸津地区 | 1 | - | 1 | 2 | - | 2 | 3 | - | 3 |
| 全 市 | 9 | 1 | 10 | 18 | 28 | 46 | 27 | 29 | 56 |

注：複数棟ある保育所等で耐用年数を経過した棟がある場合（倉庫等を除く）は、耐用年数経過施設としてカウントした。

脚注：特定建築物は、昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建設され、多数の者が利用するなど一定の用途、規模以上の建築物で、「建築物の耐震改修の促進に関する法律」により耐震診断・耐震改修の実施について努力義務が課せられています。幼稚園又は保育所等は、階数が2階以上で延床面積500m²以上のものが該当します。

図 保育所等の位置



2 保育サービスの状況

(1) 総人口及び就学前児童数の推移

総人口は、全市では増加傾向にあります。地区別には、西条地区は増加傾向、その他の地区は減少又は横ばいの傾向にあります。

就学前児童数（0～5歳人口）は、全市では横ばいの傾向にあります。地区別には、西条地区は増加傾向、黒瀬、河内地区は概ね横ばい、その他の地区は減少傾向にあります。

図 総人口の推移

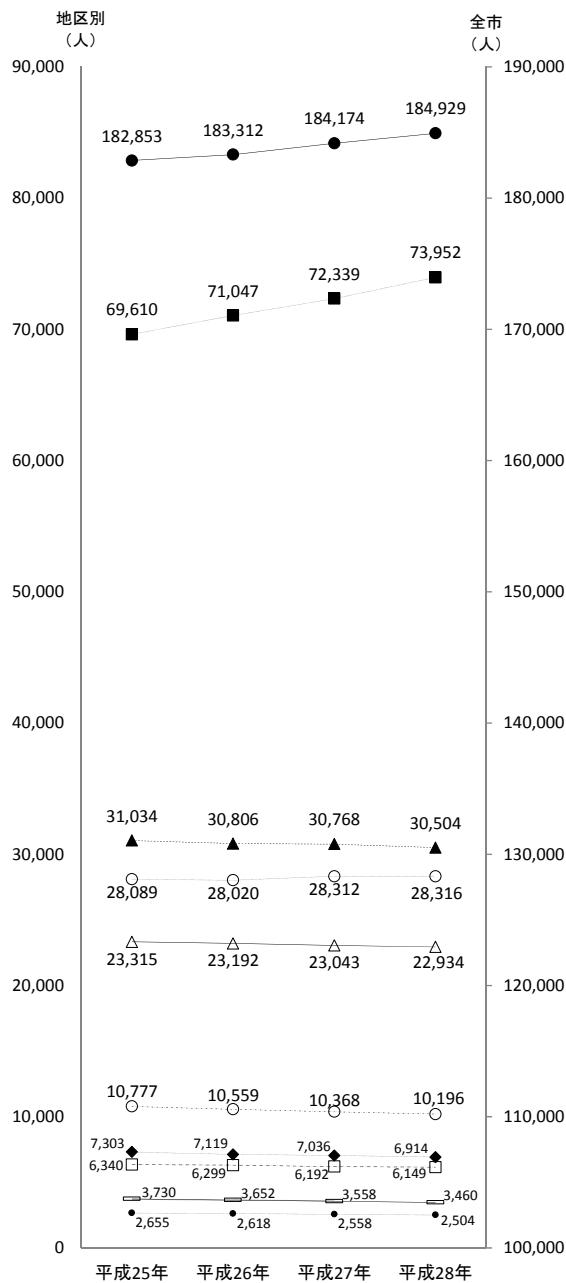
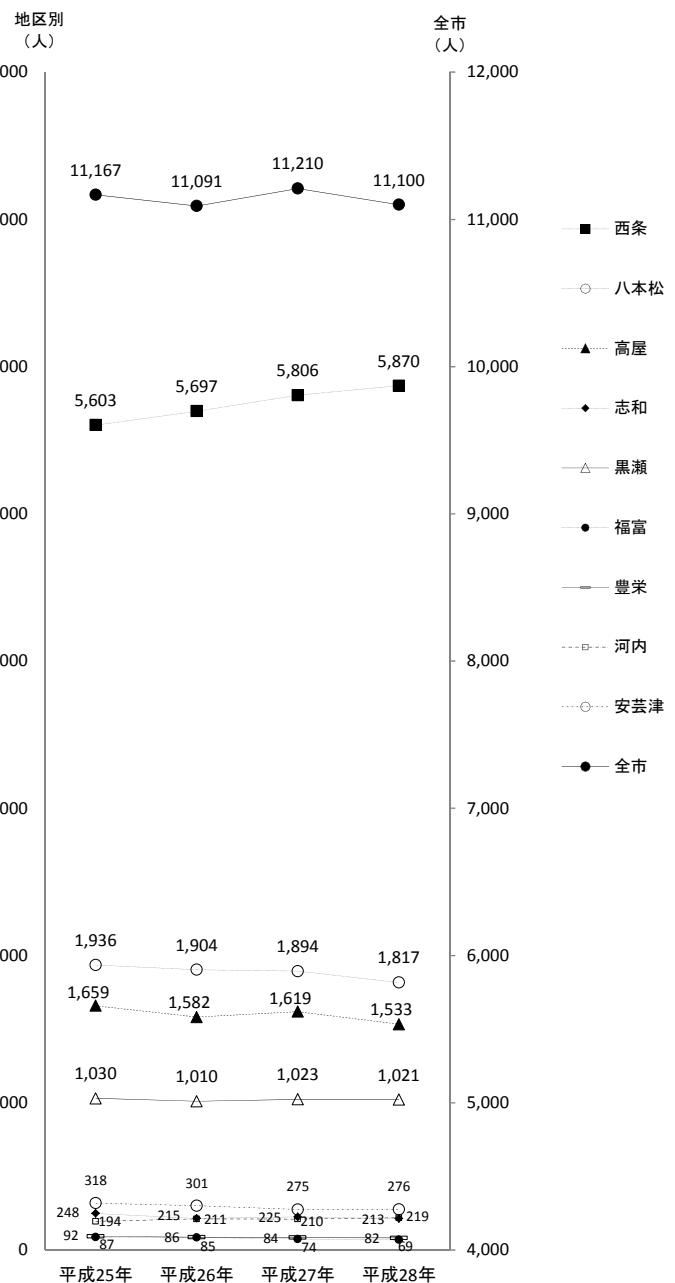


図 就学前児童数の推移



（出典：東広島市住民基本台帳に基づく保育課作成資料）

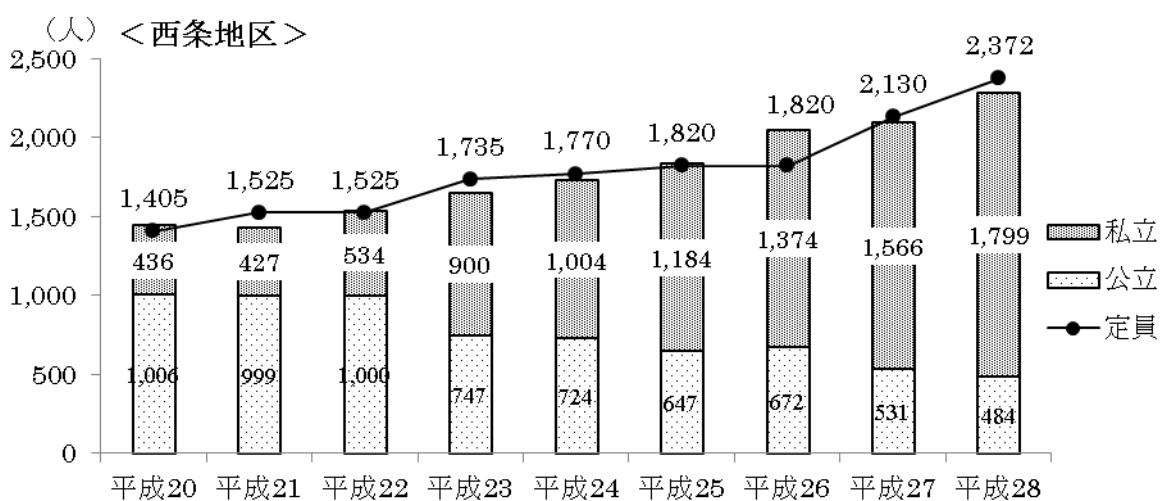
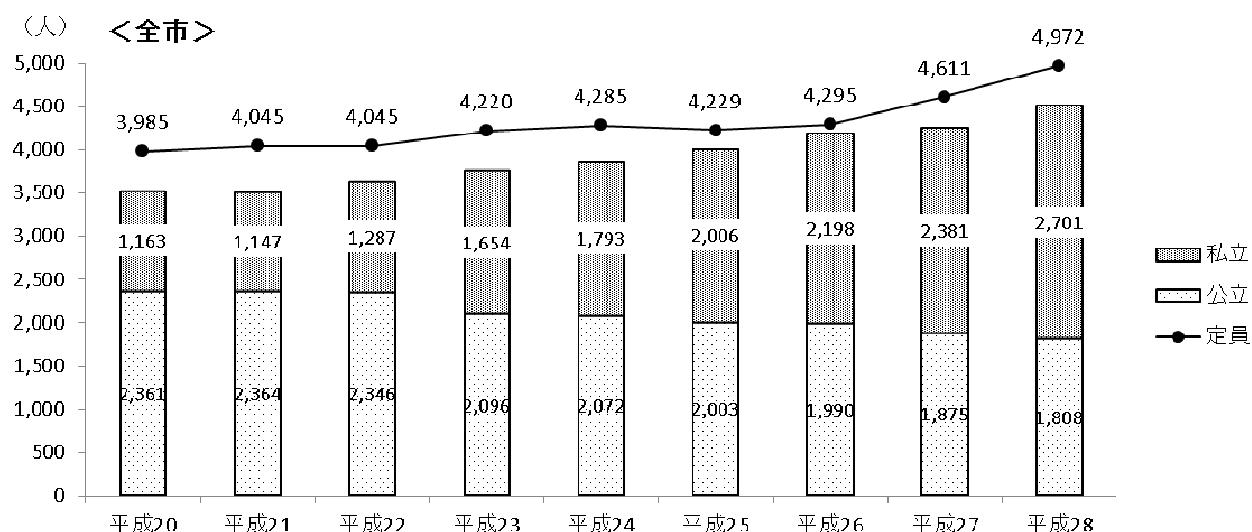
(2) 保育所等定員と入所児童数

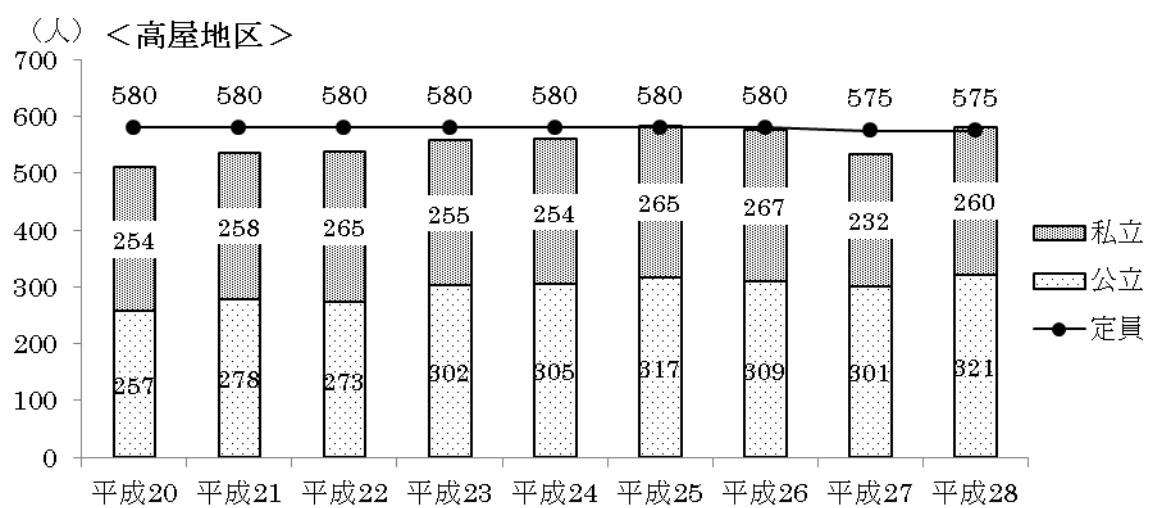
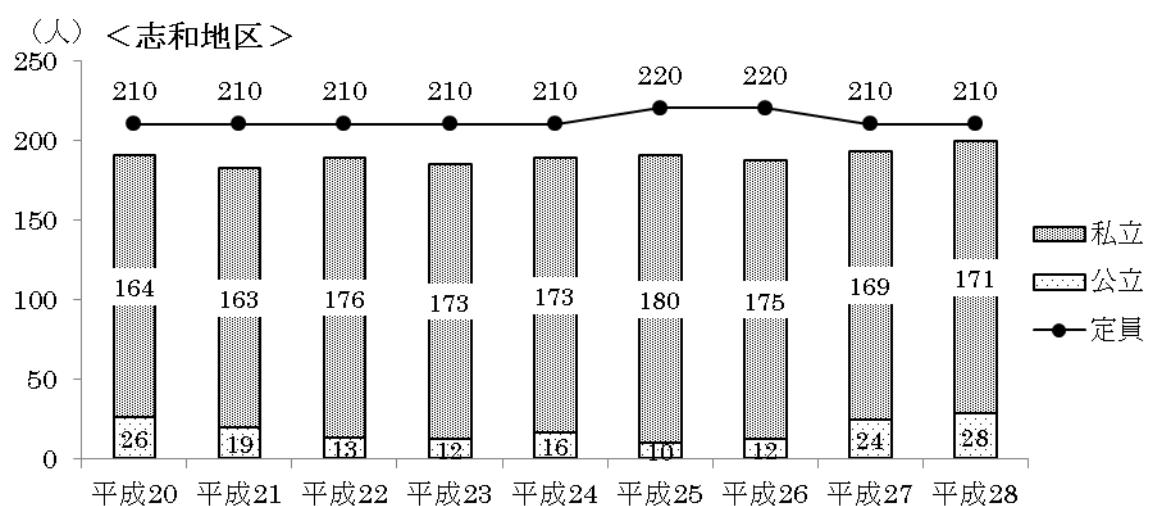
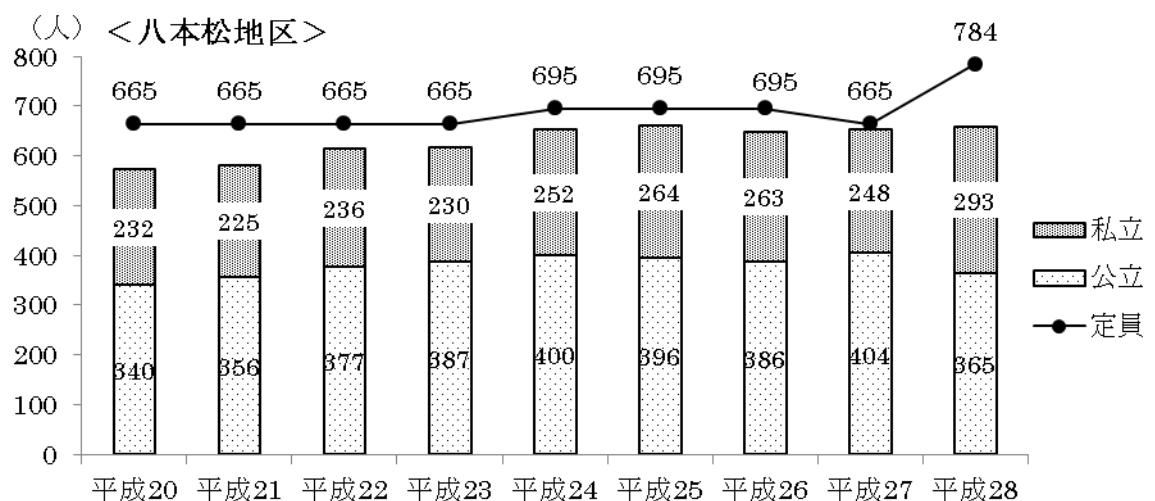
平成28年度における保育所等定員（4月1日現在）は 平成20年度の3,985人から4,972人へ987人の増、入所児童数は 3,524人から4,509人へ985人の増で、ともに約1,000人増えています。

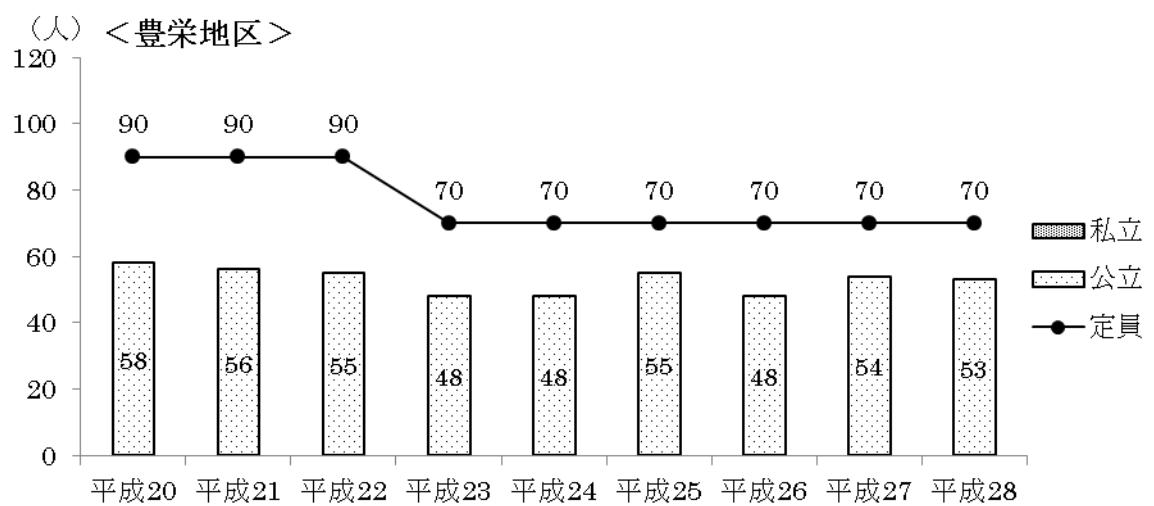
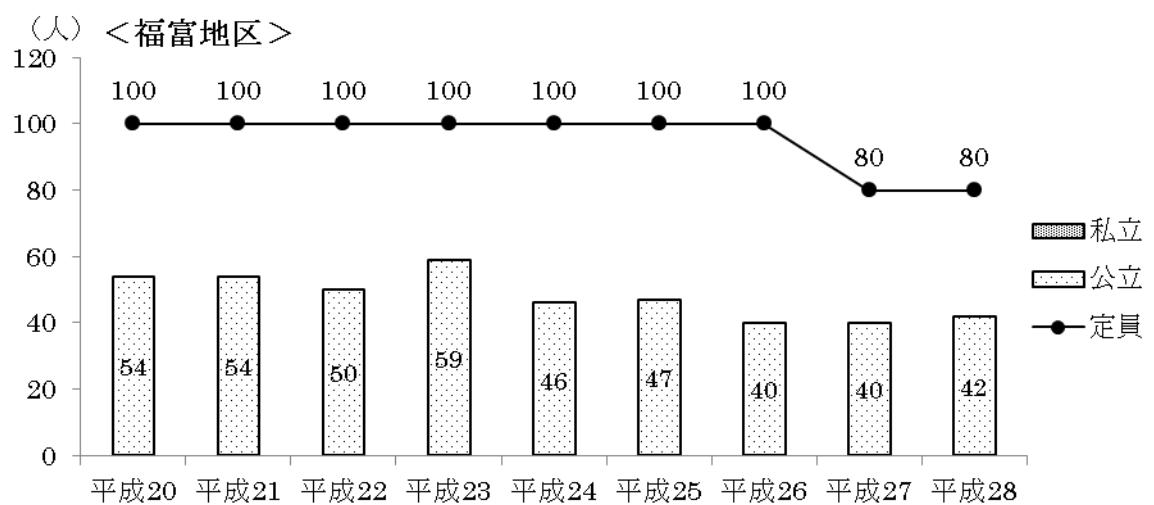
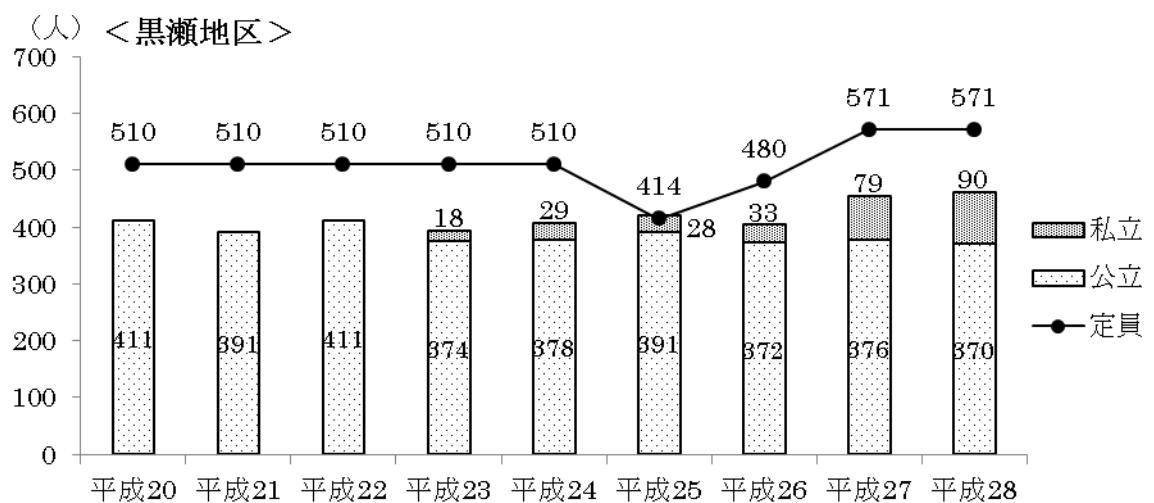
入所児童数を公立・私立別にみると、平成20年度から平成28年度にかけて、公立保育所等は553人の減、私立保育所等は1,538人の増となっています。

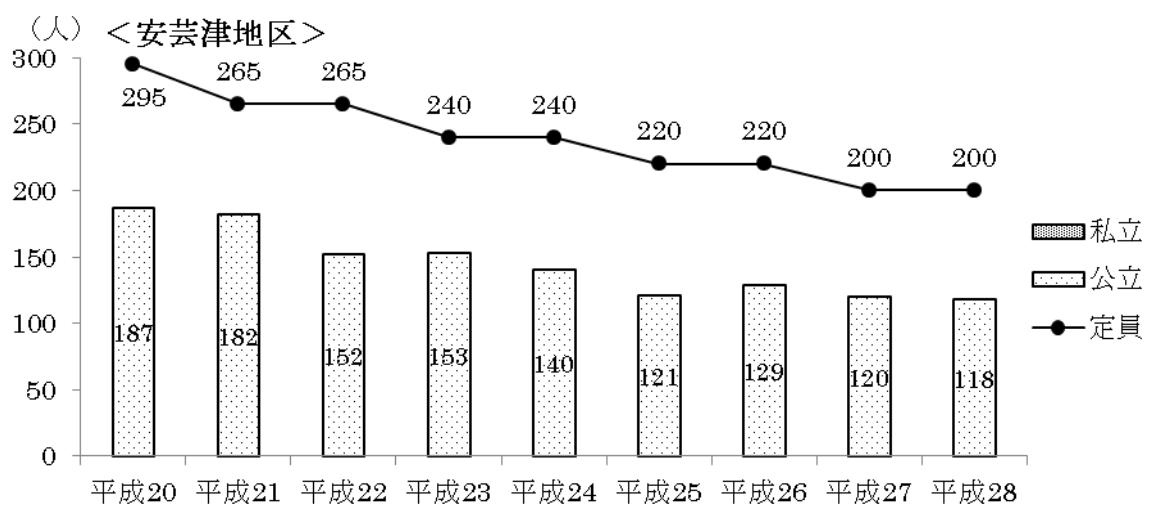
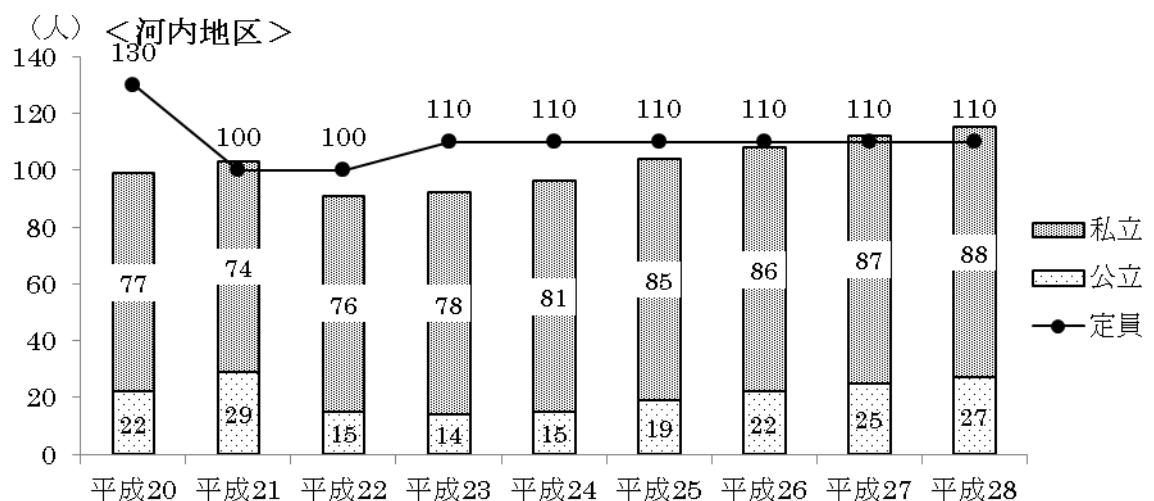
地区別にみると、定員数は、西条、八本松、黒瀬地区で増加、高屋、福富、豊栄、河内、安芸津地区で減少しています。

また、入所児童数は、西条地区の増加が顕著であり、福富、安芸津地区で減少しています。









(出典：保育課作成資料)

(3) 認可外保育施設の状況

本市においては、認可外保育施設（脚注）が26か所（西条北部18か所、西条南部1か所、八本松2か所、黒瀬3か所、河内1か所、安芸津1か所）設置されています。

種別は、事業所内保育所11か所、その他15か所となっています。

定員は合わせて527人、入所児童数（学童含む）は391人（平成28年6月時点）となっています。

(4) 幼稚園の状況

本市においては、市立幼稚園2か所（西条北部1か所、八本松1か所）、国立幼稚園1か所（西条北部）、私立幼稚園8か所（西条北部3か所、高屋2か所、黒瀬1か所、河内1か所、安芸津1か所）、合わせて11か所の幼稚園が設置されています。

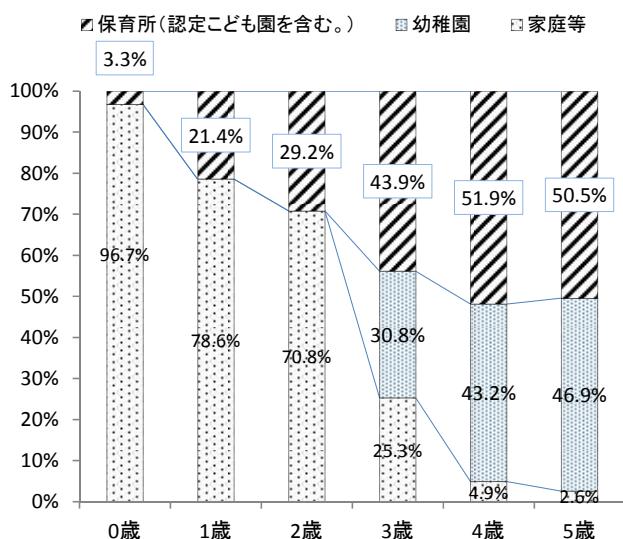
利用園児数は、3歳児507人、4歳児613人、5歳児692人、合わせて1,812人（平成28年5月1日時点（認定こども園1号認定児童数426人（3歳児156人、4歳児138人、5歳児132人）を含まない。））となっています。

(5) 保育所等及び幼稚園の通園状況

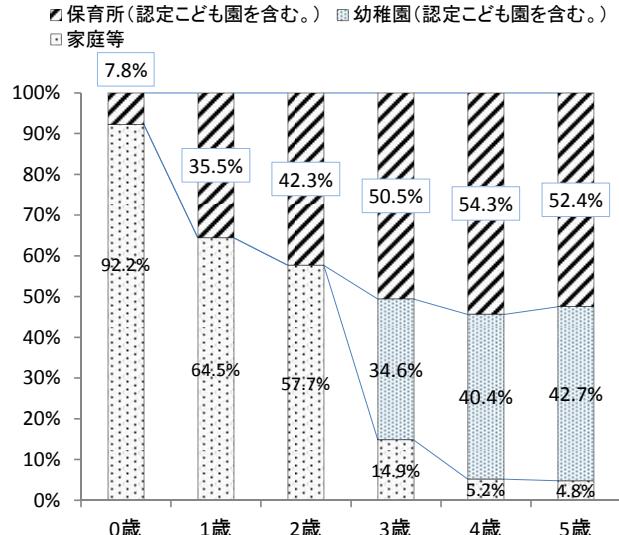
就学前児童が過ごす場所の割合をみると、3歳児の約8割、4歳以上児の約9割が、保育所等又は幼稚園で過ごしています。

図 就学前児童が過ごす場所の割合（東広島市）

<平成20年>



<平成28年>



（出典：保育課作成資料）

注-1：保育所(認定こども園を含む。)は4月1日、幼稚園は5月1日時点の通園者数。

-2：割合は、住民基本台帳人口（外国人を含む。3月31日時点】に対するもの。

-3：家庭等には、認可外保育施設を含む。

脚注：認可外保育施設（無認可保育所）とは、児童福祉法に規定された都道府県知事の認可を受けず、その範囲外で保育サービスを提供している施設のことです。事業所内保育所、駅型保育所、共同保育所、保育ママ（地方自治体が実施する研修を受けた保育士や教員などの資格所有者らが、自宅で乳幼児を保育するもの）などが該当します。

3 保育所等の問題点

保育所等の現状から主な問題点を列記すると、次のとおりです。

① 保育所等の老朽化

既に耐用年数を経過し、老朽化の進んでいる公立保育所の9か所（西条地区2か所、八本松地区3か所、高屋地区2か所、河内地区1か所、安芸津地区1か所）について、必要な整備等を進める必要があります。

② 新耐震基準適用以前の施設

新耐震基準適用以前に建設された保育所等は19か所（公立保育所17か所、私立保育所2か所）、うち特定建築物に該当する施設は公立保育所6か所となっています。

このため、これらの特定建築物に該当する施設について、平成21年度に耐震診断を行いました。診断結果を受けて、耐震改修が必要な三津保育所及び風早保育所については、平成25年度から平成27年度にかけて耐震改修工事を行い、耐震性の向上を図っています。

③ 入所率の状況

保育所等の入所率（入所児童数の定員に対する割合）は、直近の平成28年4月時点では、西条北部、高屋及び河内地区は100%前後、西条南部及び志和地区は90%台、八本松及び黒瀬地区は80%台、豊栄地区は70%台、福富及び安芸津地区は50%台となっています。

入所率の高い地区については、保育ニーズに対応した施設の確保について配慮するとともに、入所率の低い地区については、定員の見直しを検討する必要があります。

④ 待機児童の増加

保育所等の待機児童数は、平成22年頃から増加傾向にあります。毎年4月1日現在の待機児童数は、平成26年が90人、平成27年が94人となっており、多くの児童が入所できない状況が続いています。

平成25年度から27年度までの施設整備の推進によって、平成28年4月1日現在は72人と前年比で減少しましたが、年度後半にかけて徐々に待機児童が増える傾向にあり、平成28年12月1日現在では213人に増えています。引き続き、待機児童の解消に向けた対応が求められています。

■待機児童数

| 地 区 | 平成28年4月1日 | | | | | | 平成28年12月1日 | | | | | |
|------|-----------|----|----|----|----|----|------------|----|----|----|----|----|
| | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 |
| 西条北部 | 5 | 24 | 7 | 5 | 1 | 1 | 55 | 36 | 20 | 9 | 1 | 1 |
| 西条南部 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 9 | 3 | 0 | 1 | 1 | 0 |
| 八本松 | 0 | 5 | 5 | 3 | 0 | 0 | 12 | 2 | 4 | 1 | 1 | 0 |
| 志和 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 高屋 | 2 | 5 | 4 | 0 | 1 | 0 | 12 | 6 | 6 | 0 | 0 | 0 |
| 黒瀬 | 0 | 2 | 2 | 0 | 0 | 0 | 9 | 7 | 6 | 0 | 0 | 1 |
| 福富 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 豊栄 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 |
| 河内 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 2 | 0 | 0 | 0 | 1 | 0 |
| 安芸津 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 0 | 4 | 1 | 1 | 0 | 0 | 0 |
| 合 計 | 7 | 36 | 18 | 8 | 2 | 1 | 104 | 55 | 37 | 11 | 4 | 2 |
| | 61 | | | | | | 196 | | | | | |
| | 72 | | | | | | 213 | | | | | |

脚注：本構想における待機児童とは、保育所等（認可施設）の入所申込児童のうち入所できていない児童のこと。

⑤ 保育士の配置について

保育士の配置人数は、国で定めた配置基準に基づいて配置しています。平成28年度の公立保育所における保育士の必要数は277人でした。職員の内訳は、正規職員198人（47%）、臨時職員77人（18%）、非常勤職員151人（35%）で対応しています。3歳未満児等の増加に合わせて随時臨時職員や非常勤職員の保育士を採用して対応した結果、臨時と非常勤の保育士数が正規の保育士数の1.5倍になっており、保育士資格のある臨時及び非常勤職員の確保に苦慮している状況にあります。このような保育士不足に対応するために、平成28年度から、保育士配置の特例として、小学校教諭、養護教諭、子育て支援員などが、一定の要件の下で配置することが認められています。

3章 保育所等の充足状況の見通し

1 就学前児童数の見通し

就学前児童数は、実績等を踏まえ、第四次東広島市総合計画及び後期計画における推計値との整合を図りながら、地区別に推計しました。

推計結果は次表のとおりで、全市では、今後も増加傾向が続くものと見込まれます。

表 地区別就学前児童数（0～5歳人口）推計値（人）

<平成20年度における推計（前回）>

| 地 区 | 実 績 | | | 前回推計値（見直し前） | | | |
|--------|--------|--------|--------|-------------|-------|-------|-------------------------|
| | 平成14年 | 平成19年 | 増減率(%) | 平成22年 | 平成27年 | 平成32年 | 増減率(%) (平成22年→平成27年) |
| 西条北部地区 | 3,588 | 4,090 | 14.0 | 4,017 | 4,007 | 3,883 | △ 0.2 |
| 西条南部地区 | 739 | 1,053 | 42.5 | 1,068 | 1,012 | 959 | △ 5.2 |
| 八本松地区 | 1,774 | 1,823 | 2.8 | 1,611 | 1,433 | 1,262 | △ 11.0 |
| 志和地区 | 278 | 272 | △ 2.2 | 226 | 180 | 137 | △ 20.4 |
| 高屋地区 | 1,852 | 1,486 | △ 19.8 | 1,321 | 1,188 | 1,236 | △ 10.1 |
| 黒瀬地区 | 1,181 | 1,028 | △ 13.0 | 904 | 776 | 713 | △ 14.2 |
| 福富地区 | 153 | 102 | △ 33.3 | 82 | 67 | 56 | △ 18.3 |
| 豊栄地区 | 167 | 108 | △ 35.3 | 80 | 65 | 62 | △ 18.8 |
| 河内地区 | 267 | 185 | △ 30.7 | 131 | 107 | 99 | △ 18.3 |
| 安芸津地区 | 542 | 425 | △ 21.6 | 353 | 279 | 241 | △ 21.0 |
| 全 市 | 10,541 | 10,572 | 0.3 | 9,793 | 9,114 | 8,648 | △ 6.9 |

<平成28年度における推計（今回）>

| 地 区 | 実 績 | | | | 今回推計値（見直し後） | |
|--------|---------|---------|---------|---------------------------------|-------------|-----------------------------|
| | 平成 22 年 | 平成 27 年 | 平成 28 年 | 増減率(%) (平成 22 年 →平成 27 年) | 平成32年 | 増減率(%) (平成27年 →平成32年) |
| 西条北部地区 | 4,495 | 4,712 | 4,732 | 4.8 | 4,966 | 5.4 |
| 西条南部地区 | 1,044 | 1,094 | 1,138 | 4.8 | 1,153 | 5.4 |
| 八本松地区 | 1,833 | 1,889 | 1,817 | 3.1 | 1,878 | △0.6 |
| 志和地区 | 243 | 220 | 213 | △ 9.5 | 218 | △1.0 |
| 高屋地区 | 1,487 | 1,599 | 1,533 | 7.5 | 1,615 | 1.0 |
| 黒瀬地区 | 1,031 | 1,022 | 1,021 | △ 0.9 | 1,169 | 14.4 |
| 福富地区 | 90 | 72 | 69 | △ 20.0 | 64 | △10.5 |
| 豊栄地区 | 97 | 86 | 82 | △ 11.3 | 87 | 1.2 |
| 河内地区 | 171 | 214 | 219 | 25.1 | 221 | 3.5 |
| 安芸津地区 | 363 | 280 | 276 | △ 22.9 | 251 | △10.2 |
| 全 市 | 10,854 | 11,188 | 11,100 | 3.1 | 11,622 | 3.9 |

注：△は減少率。平成22年の実績値は、4月30日現在の人数。平成27年及び平成28年の実績値は、3月31日現在の人数。

平成32年の推計値は、「東広島市総合戦略（平成27年12月）」における年少人口（0歳から14歳まで）の平成27年及び平成32年の人口推計値を基に5年間の増減率（地区別）を基に積算した。

2 保育ニーズ量の算出

保育ニーズ量は、前項で推計した就学前児童数に、保育所等利用希望率を乗じて求めました。

本構想策定時（平成20年度）において設定した保育所等利用希望率は、別途実施した「子育て支援に関するニーズ調査（平成20年度 東広島市）」を利用し、保育ニーズ量について母親の就労を促進するための環境づくりを行う観点から潜在的なニーズ量を含めて算出するため、顕在化している希望率と潜在的な希望率の2ケースを用いていました。

その後、人口増や働く女性の増加とともにニーズ量が策定時の見込みよりも増加傾向にありますので、今回の見直しにおける保育ニーズ量の算出は、平成28年3月1日時点の入所希望率（就学前児童数に対する入所申込児童数の割合）を用いました。

推計の結果、平成32年時点の保育ニーズ量は、策定時は約3,600人と見込んでいましたが、この度は約5,400人と見込んでいます。

なお、平成20年度の推計では、保育ニーズ量は平成22年の4,143人から徐々に減少し、平成27年には3,813人程度になると見込んでいました。しかし、実際の入所申込数は増加し続け、平成27年3月には4,662人にまで増加しています。

$$\boxed{\text{保育ニーズ量}} = \boxed{\text{入所希望率}} \times \boxed{\text{各年度の推計人口}}$$

<参考>平成28年3月1日時点の入所希望率

| 地区 | H28.3.1現在 | | | | | | 【補正後】 | |
|------|-----------|-------|-------|-------|-------|------|-------|------|
| | 就学前児童数 | | 入所申込数 | | 入所希望率 | | 入所希望率 | |
| | 2号 | 3号 | 2号 | 3号 | 2号 | 3号 | 2号 | 3号 |
| 西条北部 | 2,331 | 2,401 | 1,187 | 945 | 0.50 | 0.39 | 0.55 | 0.44 |
| 西条南部 | 549 | 589 | 247 | 122 | 0.44 | 0.20 | 0.49 | 0.25 |
| 八本松 | 918 | 899 | 457 | 272 | 0.49 | 0.30 | 0.49 | 0.3 |
| 志和 | 122 | 91 | 143 | 76 | 1.17 | 0.83 | 1.17 | 0.83 |
| 高屋 | 874 | 659 | 390 | 230 | 0.44 | 0.34 | 0.44 | 0.34 |
| 黒瀬 | 562 | 459 | 315 | 188 | 0.56 | 0.40 | 0.56 | 0.4 |
| 福富 | 39 | 30 | 35 | 14 | 0.89 | 0.46 | 0.89 | 0.46 |
| 豊栄 | 45 | 37 | 46 | 14 | 1.02 | 0.37 | 1.02 | 0.37 |
| 河内 | 118 | 101 | 72 | 55 | 0.61 | 0.54 | 0.61 | 0.54 |
| 安芸津 | 144 | 132 | 92 | 49 | 0.63 | 0.37 | 0.63 | 0.37 |
| 合 計 | 5,702 | 5,398 | 2,984 | 1,965 | 0.52 | 0.36 | 0.52 | 0.36 |
| | 11,100 | | 4,949 | | 0.44 | | | |

中長期的に人口増が見込まれる西条北部及び西条南部地区については、+0.05ずつ補正した入所希望率に基づいて、今後の保育ニーズ量を推計しています。

(出典：保育課作成資料)

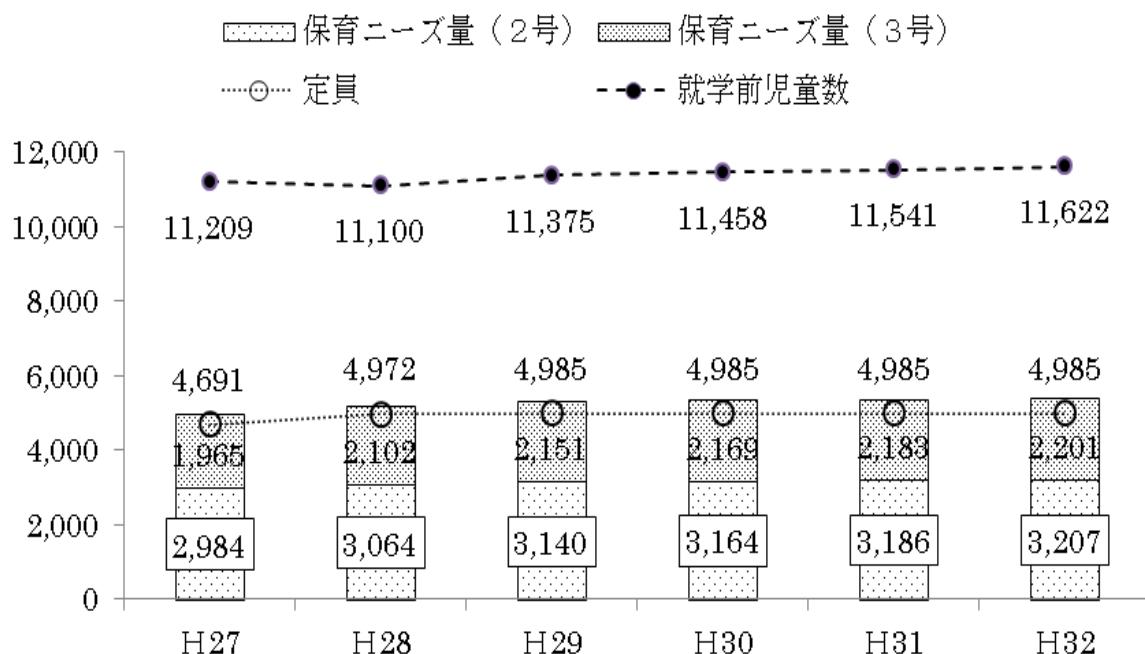
3 保育所等の充足状況の検討

保育所等の充足状況は、現状の入所定員数から保育ニーズ量推計値を差し引いて把握しました。

その結果、保育ニーズ量に対する保育所等定員は、西条北部、西条南部、高屋地区で不足した状態が続くものと見込まれます。

一方、その他の地区はいずれも横ばい又は余剰が生じるものと見込まれます。特に、福富、安芸津地区は、平成32年で定員の約4割が余剰になるものと見込まれます。

図 就学前児童数と保育ニーズ量の見通し



(出典：保育課作成資料)

注-1：就学前児童数は、H27及びH28は実人数、H29以降は「東広島市総合戦略（平成27年12月）」における年少人口（0歳から14歳まで）の平成27年及び平成32年の人口推計値を基に5年間の増減率（地区別）を基に積算した。

2：保育ニーズ量は、H27は4月1日入所の申込人数、H28以降は1で積算した就学前児童数の増減率及び平成28年3月1日時点の入所希望率を基に積算した。

3：H27の入所定員数は平成27年4月1日時点、H28以降の入所定員数は平成28年4月1日時点の人数。

表 保育ニーズ量の推計結果

【平成20年度の推計】

(人)

| 地区 | 現状 | | 0～5歳人口 | | | 保育ニーズ量 | | | 保育所等定員の過不足状況（△は不足） | | |
|------|-------------------------|----------------|--------|-------|-------|--------|-------|-------|--------------------|-------|-------|
| | 入所定員数 H21.4 (注-2) | 入所児童数 H20.4 | H22 | H27 | H32 | H22 | H27 | H32 | H22 | H27 | H32 |
| | | | | | | | | | | | |
| 西条北部 | 1,110 | 1,168 | 4,017 | 4,007 | 3,883 | 1,406 | 1,404 | 1,360 | △ 296 | △ 294 | △ 250 |
| 西条南部 | 295 | 274 | 1,068 | 1,012 | 959 | 541 | 514 | 486 | △ 246 | △ 219 | △ 191 |
| 八本松 | 665 | 572 | 1,611 | 1,433 | 1,262 | 705 | 628 | 552 | △ 40 | 37 | 113 |
| 志和 | 210 | 190 | 226 | 180 | 137 | 132 | 106 | 81 | 78 | 104 | 129 |
| 高屋 | 580 | 511 | 1,321 | 1,188 | 1,236 | 530 | 475 | 492 | 50 | 105 | 88 |
| 黒瀬 | 510 | 411 | 904 | 776 | 713 | 442 | 379 | 347 | 68 | 131 | 163 |
| 福富 | 100 | 54 | 82 | 67 | 56 | 55 | 44 | 37 | 45 | 56 | 63 |
| 豊栄 | 90 | 58 | 80 | 65 | 62 | 54 | 43 | 41 | 36 | 47 | 49 |
| 河内 | 100 | 99 | 131 | 107 | 99 | 75 | 60 | 55 | 25 | 40 | 45 |
| 安芸津 | 295 | 187 | 353 | 279 | 241 | 203 | 160 | 137 | 92 | 135 | 158 |
| 全 体 | 3,955 | 3,524 | 9,793 | 9,114 | 8,648 | 4,143 | 3,813 | 3,588 | △ 188 | 142 | 367 |

注-1：保育ニーズ量は、0～5歳人口を0～2歳と3～5歳に区分し、利用希望率を乗じて求めた。

-2：入所定員数は平成21年4月1日時点（予定）。

【平成28年度の推計】

(人)

| 地区 | 現 状 | | | | | | 0～5歳人口 | | 保育ニーズ量 | | 定員過不足（△は不足） | | | |
|------|--------------|--------------|-------|--------|---------|--------|--------|--------|--------|-------|-----------------|------|-----------------|------|
| | 認可定員 (注1) | 利用定員 (注2) | 入所児童数 | | 入所申込児童数 | | | | | | 認可定員－ 保育ニーズ量 | | 利用定員－ 保育ニーズ量 | |
| | | | H28.4 | H28.12 | H28.4 | H28.12 | H29 | H32 | H29 | H32 | H29 | H32 | H29 | H32 |
| 西条北部 | 2,177 | 2,032 | 1,946 | 2,052 | 1,989 | 2,174 | 4,814 | 4,966 | 2,374 | 2,450 | △191 | △267 | △336 | △412 |
| 西条南部 | 340 | 340 | 337 | 365 | 337 | 379 | 1,118 | 1,153 | 413 | 427 | △73 | △87 | △73 | △87 |
| 八本松 | 875 | 784 | 658 | 698 | 671 | 718 | 1,888 | 1,878 | 749 | 745 | 126 | 130 | 35 | 39 |
| 志和 | 220 | 210 | 199 | 206 | 199 | 207 | 223 | 218 | 229 | 223 | △9 | △3 | △19 | △13 |
| 高屋 | 580 | 575 | 581 | 611 | 593 | 635 | 1,618 | 1,615 | 638 | 636 | △58 | △56 | △63 | △61 |
| 黒瀬 | 576 | 571 | 460 | 495 | 464 | 518 | 1,081 | 1,169 | 526 | 569 | 50 | 7 | 45 | 2 |
| 福富 | 100 | 80 | 42 | 49 | 42 | 49 | 70 | 64 | 48 | 44 | 52 | 56 | 32 | 36 |
| 豊栄 | 70 | 70 | 53 | 57 | 53 | 57 | 84 | 87 | 59 | 61 | 11 | 9 | 11 | 9 |
| 河内 | 110 | 110 | 115 | 121 | 115 | 124 | 214 | 221 | 122 | 127 | △12 | △17 | △12 | △17 |
| 安芸津 | 220 | 200 | 118 | 127 | 118 | 133 | 265 | 251 | 133 | 126 | 87 | 94 | 67 | 74 |
| 全 体 | 5,268 | 4,972 | 4,509 | 4,781 | 4,581 | 4,994 | 11,375 | 11,622 | 5,291 | 5,408 | △23 | △140 | △319 | △436 |

注-1：認可定員は、施設設置認可上の定員（平成28年4月1日時点）。

2：利用定員は、認可定員とは別に、地域の実状等に応じて設定した定員（平成28年4月1日時点）。

(出典：保育課作成資料)

4章 保育所等の整備等の基本方針

1 保育サービスの基本的考え方

(1) 保育サービスに係る施策の目標

保育サービスに係る施策の目標は、第四次東広島市総合計画を受けて次のとおりとします。

- ① 子どもを持つ親が安心して働くことができ、子どもたちが基本的な生活習慣を身につけ、心豊かに育つことができる多様な保育サービスの充実
- ② 子どもたちが地域においても安全に健やかに過ごせ、豊かな人間性を育むことができる場の形成

(2) 保育サービスにおける保育所等の基本的な役割

保育所等の基本的役割は、次のとおりです。

- ① 保護者の労働等により家庭での保護・養育を受けられない子どもの保護、育成（養護と基礎的教育の一体的提供、集団の中で子どもが成長する機会の提供 等）
- ② 入所児童の保護者、地域の在宅子育て家庭への支援（育児等に関する相談・助言、情報提供、保育・親子の交流等の場の提供）
- ③ 女性が就労・社会進出と出産・子育てを両立させることのできる社会の形成

(3) 保育サービスにおける公立・私立保育所等の役割

保育サービスは、公立保育所等の運営と私立保育所等への委託、施設型給付及び地域型給付により提供しています。（※認定こども園及び小規模保育事業を含む。）

公立・私立保育所等の適切な役割分担と効果的な連携により、各地域における多様な保育ニーズに対応したサービスを提供することとし、それぞれの役割を次のとおりとします。

ア 私立保育所等の役割

(ア) 保育ニーズの多い地域におけるサービス量の確保

保育ニーズの多い都市部等において、民間の運営ノウハウを生かした効率的な運営と多様なサービスの提供により、サービス量確保の中心的役割を担います。

(イ) 多様な保育サービスの提供

民間事業所としての特徴を生かして、質的に深化、多様化する保育ニーズに対応したサービスを提供します。

(ウ) 公立保育所等との連携による子育て支援に係るサービスの提供

公立保育所等と連携して、子育て親子との交流の場の提供、相談への対応などを通じて地域における子育て支援に係るサービスを提供します。

イ 公立保育所等の役割

(ア) 私立保育所等との連携によるサービス量の確保

私立保育所等ではサービス量が確保されない地域、定員数が少なく採算性の成立しにくい地域などにおいては、私立保育所等と連携しつつ、公立保育所等においてサービス量を確保します。

また、私立保育所等で実施されていない必要な保育サービスを提供します。

(イ) 地域の保育動向、保育ニーズへの弾力的な対応

地域における私立保育所等の動向、私立幼稚園による認定こども園の設置動向に対応した定員等の調整、職員配置の制約等のため私立保育所等に入所することの困難な児童の受け入れなどに弾力的に対応します。

(ウ) 地域における保育サービス提供の保障等

地域において優先的に保育所等利用を確保する必要のある児童（母子家庭、虐待事例等）に対する保育サービスの保障、配慮が必要な児童（経済的問題、家庭環境、障害のある児童、外国人など）に対する保育サービスの提供等を行います。

(エ) 生活圏における基幹的保育所としての役割

生活圏における保育サービスの質、量を確保するとともに、子育て支援の中核となる基幹的保育所としての役割を担います。

【基幹的保育所の役割】

- ・地域における保育サービス提供の保障、必要とされる多様なサービス提供の確保
- ・体調不良児への対応、食の安全など児童の健康面に配慮したサービスの提供、他の保育所等におけるサービス提供の支援
- ・子育て親子相互、子育て親子と地域住民などの交流機会の提供
- ・すべての子育て家庭に対する相談、情報提供等の支援（専業主婦家庭を含む）
- ・関係機関（小学校、療育機関等）との連携・調整等
- ・私立保育所等、幼稚園等の支援（職員研修のコーディネート、相談）、連携・調整等

(4) 保育と幼児教育との連携

地域における保育、幼児教育などの多様な子育てニーズに対応するため、保育所等と幼稚園の連携を図ることとし、定員に余裕のある保育所等、幼稚園相互の有効活用、保育所等における幼児教育（認定こども園（保育所型）等）、幼稚園における保育サービス（認定こども園（幼稚園型）等）などを進めます。

認定こども園は、保育所等と幼稚園との連携により、保護者の就労の有無に拘わらず就学前児童の教育と保育を一体的に実施するとともに、地域の子育て家庭を支援するものです。認定こども園の設置及び保育所等の定員の設定については、地域ごとの保育所等、幼稚園の充足状況、私立保育所における認定こども園設置の動向等を踏まえながら、適切かつ弾力的に対応します。

2 保育所等の配置方針

(1) 利用ニーズに対応した定員の確保

生活圏ごとに、特に3歳未満児の保育ニーズの高まりに対応した定員を確保し、利用ニーズの多い地域における待機児童の解消と地域的な不均衡の是正を図ります。

この場合、働く希望を持つすべての保護者が子どもの保育を受けることができるよう、待機児童などの顕在化したニーズのほか、これから就業しようとする保護者などによる潜在的なニーズにも対応することとし、地域における潜在的なニーズの顕在化の動向を勘案しながら、定員の確保に努めます。

(2) 適正規模の確保

保育所等の定員は、「児童福祉施設最低基準」等に基づいて適正規模を確保します。

利用ニーズの多い中心部（西条、八本松、高屋地区の市街地周辺）については、保育所等運営上の望ましい定員として、標準 90～100人程度、最大250人程度とします。

利用ニーズの少ない周辺部は、児童の健全な育成、集団生活を行う上で必要な規模に配慮します。

(3) 利用圏域

保育所等の利用圏域は、日常生活圏、地域におけるコミュニティ圏域、利用しやすい距離などに配慮し、原則として旧町単位を超えない圏域とし、旧町単位に保育所等を1か所以上配置します。

また、子育て支援における小学校との連携（いきいきこどもクラブ等）に配慮し、小学校区を基本として配置します。

新たに保育所等を設置する場合は、次のような事項に配慮して配置するものとします。

- ・幼稚園、小学校、行政施設、病院などが分布している地域など保護者の日常生活上の利便性
- ・保護者の就業の場付近、通勤者の利用する駅周辺など保護者の就業上の利便性
- ・開発動向、市街地整備などまちづくりの動向との整合性の確保

(4) 基幹的保育所の配置

地域における子育て支援の中心的役割を担う基幹的保育所は、原則として旧町に1か所配置することとし、公立保育所等を位置づけます。

この場合、児童数の減少に伴い旧町の範囲で適正規模の公立保育所等の設置が困難になった場合は、当該地域の私立保育所等と隣接する地域の公立保育所等と連携することにより基幹的保育所の機能を提供するものとします。

また、支援を要する児童への対応などについて指定の研修を修了した保育士を保育コーディネータとして認定し、基幹的保育所を中心に配置し、地域における保育の質の確保に努めます。

(5) 保育機能を有する施設の活用

東広島市の保育機能を有する施設は、公立・私立の認可保育所のほか、国・市・私立幼稚園、私立の認可外保育施設、その他事業所内保育施設などがあります。これらの地域全体の財産である各施設の機能活用、例えば、私立幼稚園の認定こども園への移行を推進するなど、幅広い視点で既存施設の有効活用の可能性を模索します。

3 保育所等の整備等の基本的な方針

(1) 施設の拡張、新規整備

保育所等利用ニーズ量に対して定員の不足が見込まれる地域については、既存保育所等の拡張、新規施設の整備等により定員の確保を図ります。

この場合、定員と施設規模については、現状の待機児童数の状況、潜在利用ニーズの顕在化の状況、利用ニーズの長期的な見通し等を勘案しながら適切に設定します。

また、施設の拡張、新規整備、整備後の運営等の効率化を図るため、民間参入を促進します。

(2) 老朽化した施設の建替え

耐用年数の経過等により老朽化している施設については、計画的に建替えを進めます。

この場合、定員と施設規模については、利用ニーズの動向と長期的な見通し、生活圏における保育所等の統廃合の必要性、建替え後の保育所等の担う役割などを勘案しながら適切に設定します。

また、施設の整備、整備後の運営等の効率化を図るため、民間参入を促進します。

(3) 施設の改修、修繕

保育所等施設の安全性を確保するため、次のような取組を進めます。

- ・特定建築物（新耐震基準適用以前に建設された2階建かつ延床面積500m²以上の保育所等）の耐震診断と必要な耐震改修
- ・屋根、外壁の劣化など大規模な改修が必要な施設の計画的な改修
- ・施設、設備の修繕周期に対応した計画的な修繕

(4) 他施設への統廃合

将来の入所児童数が40人に満たないと見込まれる公立保育所等については、同じ旧町内の他の公立保育所等との統合又は廃止を検討します。

また、入所児童数が20人に満たない状態が継続すると見込まれる保育所等については、原則として他の保育所等への統合・廃止を検討します。

統廃合を行う場合は、地域におけるコミュニティ単位である小学校区を基本とした子育て支援体制づくりなどの観点から、小学校統廃合計画との整合性の確保に配慮します。

5章 地域別保育所等の整備等の方向

1 西条北部地区

(1) 保育所等の概要

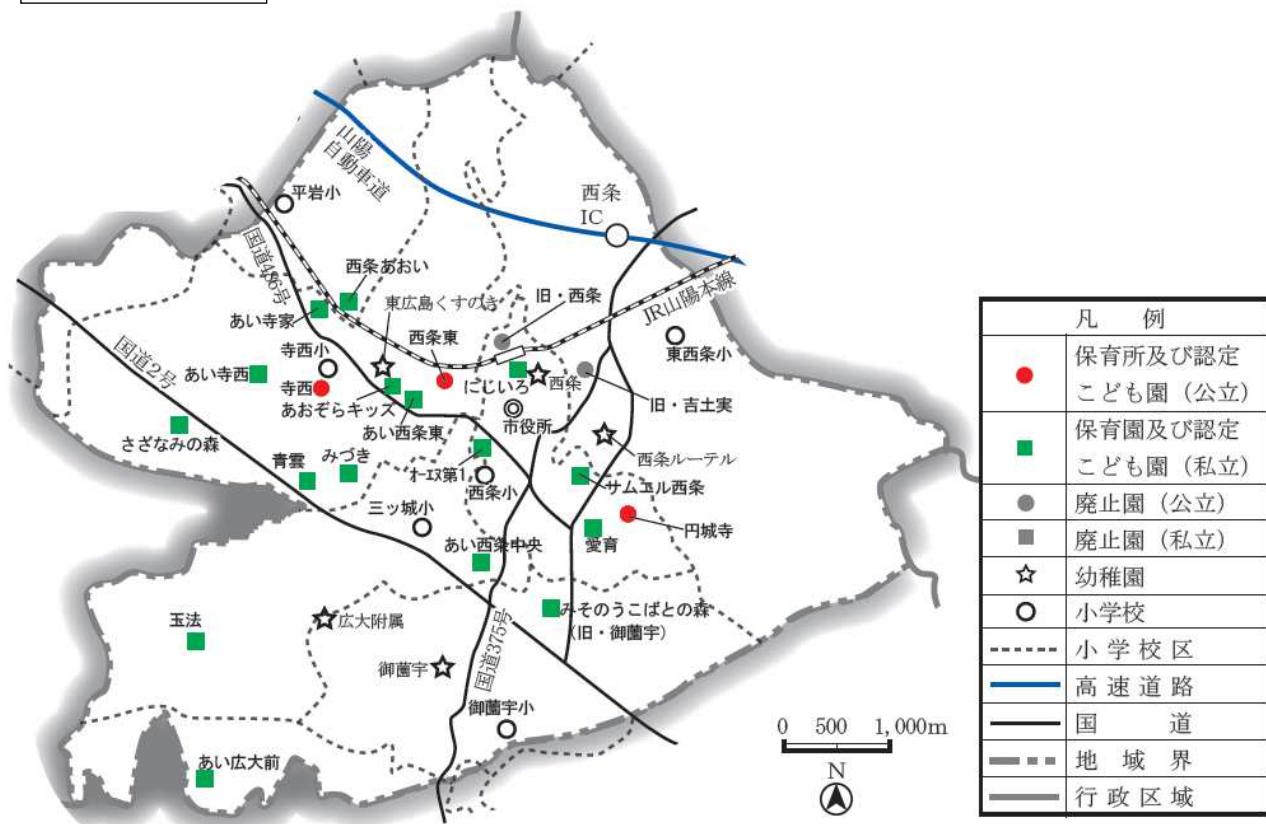
本地区は、市の中央に位置し、JR山陽本線西条駅周辺に市の中心地が形成されています。

総人口、就学前児童（0～5歳）数は、いずれも増加傾向にあります。

保育施設等は、保育所等が16か所（公立3、私立13）、幼稚園が5か所（国公立2、私立3）設置されています。公立保育所は古い建物が多く、耐用年数を経過している施設は1施設（寺西保育所）です。なお、耐用年数を経過するなど老朽化していた西条保育所、御園宇保育所、吉土実保育所は民営化により廃止しました。

入所児童数は、増加傾向にあり、平成28年11月時点では定員不足の状況にあり、入所率は、100%以上と高い状況にあります。

図 地区の概要

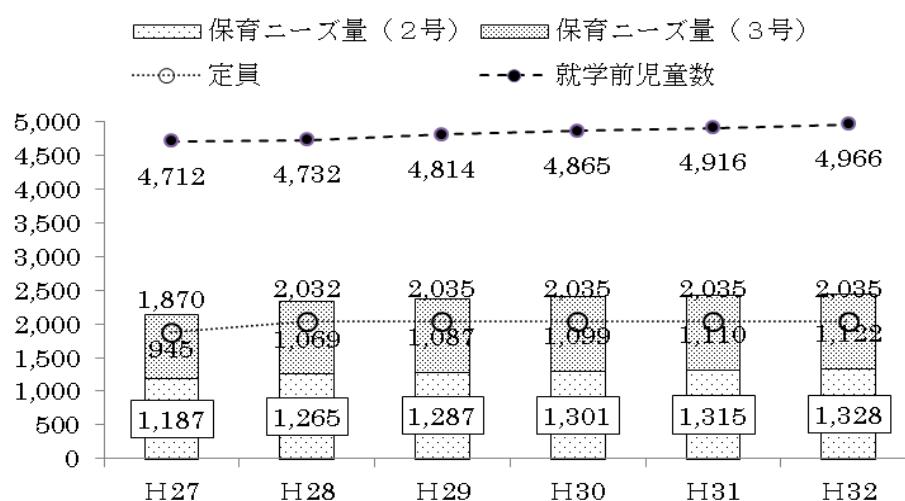


| 地区 | 区分 | 保育所名 | 定員 (人) | 入所者数と対定員過不足(人) | | | | 建物概要 | | |
|----------|----|-------------------|-----------|----------------|------|----------|------|----------|-----|----|
| | | | | H28.4.1 | | H28.11.1 | | 建設 年度 | 構造 | 階数 |
| | | | | 入所者 数 | 過不足 | 入所者 数 | 過不足 | | | |
| 西条 北部 | 公立 | 寺西保育所 | 120 | 104 | 16 | 113 | 7 | S 46 | 軽S | 1階 |
| | | 西条東保育所 | 110 | 103 | 7 | 109 | 1 | S 49 | R C | 2階 |
| | 私立 | 円城寺保育所 | 90 | 102 | △ 12 | 111 | △ 21 | S 50 | R C | 2階 |
| | | 青雲保育園 | 120 | 128 | △ 8 | 133 | △ 13 | S 51 | R C | 1階 |
| | | 玉法保育園 | 100 | 113 | △ 13 | 121 | △ 21 | H 11 | R C | 1階 |
| | | 愛育保育園 | 185 | 183 | 2 | 191 | △ 6 | S 54 | W | 1階 |
| | | みづき保育園 | 60 | 57 | 3 | 58 | 2 | S 57 | R C | 2階 |
| | | あい保育園西条中央 | 90 | 98 | △ 8 | 97 | △ 7 | H 24 | W | 1階 |
| | | あおぞらキッズスクール | 30 | 27 | 3 | 30 | 0 | H 22 | 軽S | 1階 |
| | | あい保育園西条東 | 90 | 106 | △ 16 | 106 | △ 16 | H 23 | 軽S | 1階 |
| | | 西条あおい保育園 | 120 | 129 | △ 9 | 132 | △ 12 | H 25 | R C | 1階 |
| | | あい保育園寺家 | 90 | 66 | 24 | 69 | 21 | H 27 | 軽S | 2階 |
| | | オーエヌ第1保育園 | 60 | 65 | △ 5 | 63 | △ 3 | H 27 | 軽S | 2階 |
| | | あい保育園広島大学前 | 80 | 64 | 16 | 61 | 19 | H 27 | 軽S | 1階 |
| | | にじいろ保育園 | 82 | 61 | 21 | 76 | 6 | H 28 | R C | 4階 |
| | | あい保育園寺西 | 80 | 36 | 44 | 45 | 35 | H 28 | 軽S | 2階 |
| | | 認定こども園さざなみの森 | 120 | 102 | 18 | 106 | 14 | H 23 | 軽S | 1階 |
| | | 認定こども園サムエル西条こどもの園 | 245 | 245 | 0 | 252 | △ 7 | H 23 | R C | 2階 |
| | | 認定こども園みそのうこばとの森 | 160 | 157 | 3 | 173 | △ 13 | H 25 | R C | 1階 |
| | | 合計 | 2,032 | 1,946 | 86 | 2,046 | △ 14 | — | — | — |

(2) 保育所等定員の過不足の見通し

就学前児童数は、平成20年度の推計では概ね横ばいで推移するものと見込んでいました。しかし、平成27年の入所児童数は推計と比べて700人以上多く、増加傾向が続いている。この現状に対応するために、平成21年度から平成27年度にかけて民間事業者による保育所等12施設（保育所9か所（あい保育園西条中央、あおぞらキッズスクール、あい保育園西条東、西条あおい保育園、あい保育園寺家、オーエヌ第1保育園、あい保育園広島大学前、にじいろ保育園、あい保育園寺西）、幼保連携型認定こども園2か所（認定こども園さざなみの森、認定こども園みそのうこばとの森）、保育所型認定こども園1か所（認定こども園サムエル西条こどもの園））の整備を推進した結果、定員不足に対して一定の効果を上げています。

当該地区については、平成29年3月に開設されたJR 寺家駅近くの開発などによる人口増が見込まれますので、人口推移を見守りながら、施設定員の過不足を注視する必要があります。



(3) 保育所等の整備等の方向

保育ニーズ量に対応した定員を確保するため、既存施設の機能を活用した定員拡充、建替え時における施設拡充などを行う必要があります。

基幹的保育所は、地区の中央に位置し、立地条件に優れている西条東保育所が適しています。

公立保育所については、いずれも老朽化しており、民間参入の動向も踏まえて、建替え等を検討する必要があります。

また、新耐震基準適用以前に建設された特定建築物（西条東保育所、円城寺保育所）については、耐震診断を行った結果、耐震性が認められるものの、老朽化が著しいため、民間参入や建替えを検討する必要があります。

今後、当該地区全体の就学前児童数の動向を注視しながら、認可定員から定員を引き下げている施設の定員引き上げの実施や既存施設の改築時の定員拡大等によって、保育ニーズ量を充足できる定員確保に努めます。

2 西条南部地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の中央部の南側に位置し、利便性の高い市街地が形成されています。

総人口及び就学前児童数ともに増加傾向にあります。

保育施設は、平成20年度には公立保育所が3か所ありましたが、耐用年数を経過していた三永保育所は平成26年度末に廃止し、私立の三永太陽保育園が新設されました。

入所児童数は、概ね横ばいで推移しており、入所率は、105%以上と高い状況にあります。

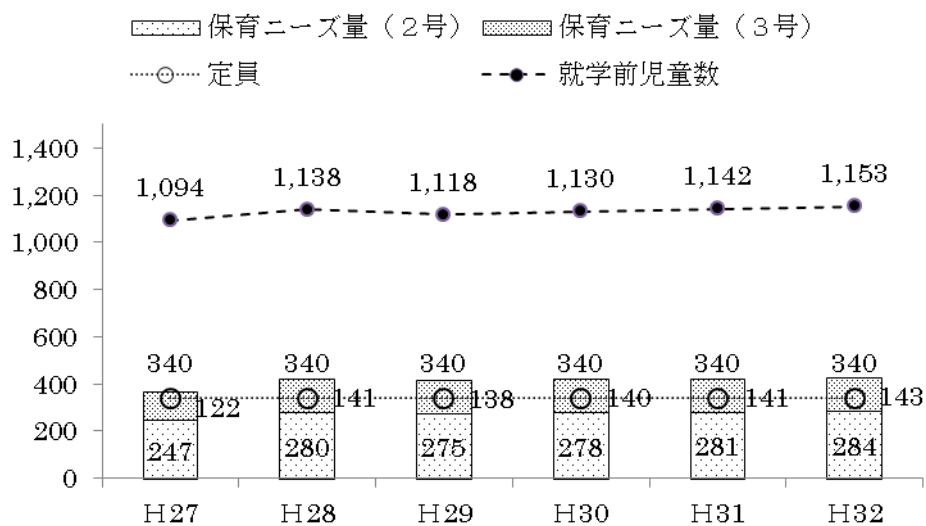


| 地区 | 区分 | 保育所名 | 定員 (人) | 入所者数と対定員過不足(人) | | | | 建物概要 | | |
|----------|----|---------|-----------|----------------|------|------------|------|----------|-----|----|
| | | | | H28. 4. 1 | | H28. 11. 1 | | 建設 年度 | 構造 | 階数 |
| | | | | 入所者 数 | 過不足 | 入所者 数 | 過不足 | | | |
| 西条 南部 | 公立 | 板城保育所 | 110 | 98 | 12 | 102 | 8 | H 3 | R C | 2階 |
| | | 郷田保育所 | 80 | 77 | 3 | 83 | △ 3 | S 48 | S | 1階 |
| | 私立 | 三永太陽保育園 | 150 | 162 | △ 12 | 177 | △ 27 | H27 | S | 2階 |
| | | 合計 | 340 | 337 | 3 | 362 | △ 22 | — | — | — |

(2) 保育所等定員の過不足の見通し

就学前児童数は、平成20年度の推計では平成22年頃をピークに減少に転じるものと見込んでいましたが、この度の推計では微増傾向となっています。

保育所等定員の過不足については、今後もやや不足した状態が続くものと見込まれます。



(3) 保育所等の整備等の方向

現状では定員がやや不足しており、今後も当面は同様の状態が継続するものと見込まれるため、既存施設の機能を活用した定員拡充、建替え時における施設拡充などを行う必要があります。

基幹的保育所は、地区の中央に位置する板城保育所が適しています。

耐用年数を経過した郷田保育所については、施設の老朽化に対応して、対策を検討する必要があります。

なお、本地區には幼稚園がないことから、保育を必要としない児童の就学前教育の場を確保するため、民間に幼稚園の参入、認定こども園の設置などを働きかける必要があります。

3 八本松地区

図 地区の概要

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の西部に位置し、JR山陽本線八本松駅周辺に地区の中心地が形成されています。

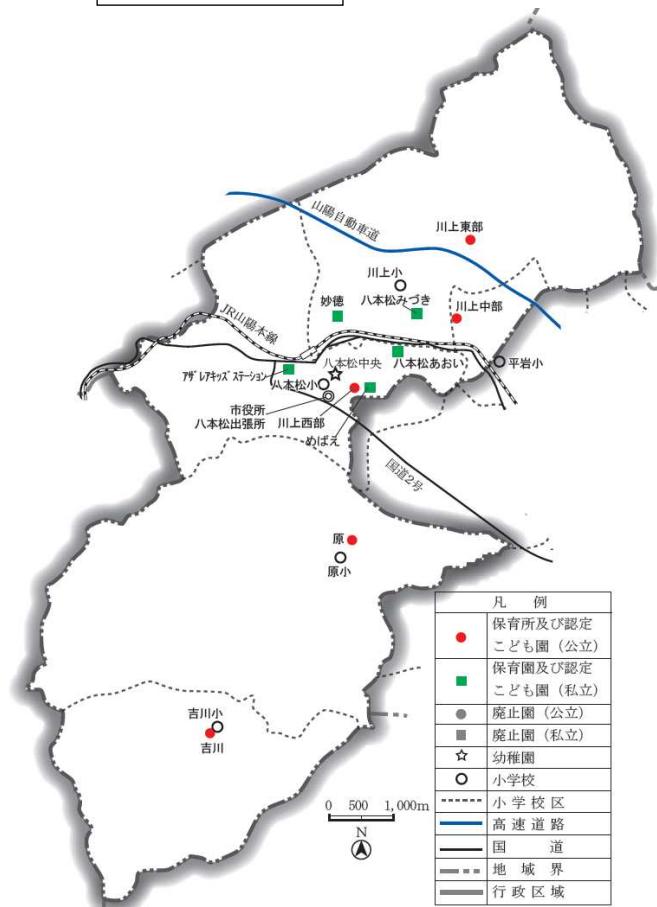
総人口は横ばい、就学前児童数は減少傾向にあります。

保育施設等は、保育所が10か所（公立5、私立2）、幼保連携型認定こども園が2か所、小規模保育事業が1か所、公立幼稚園が1か所設置されています。

公立保育所は、古い建物が多く、耐用年数を経過している施設は3施設（川上西部保育所、川上東部保育所、川上中部保育所）あります。

また、新耐震基準適用以前に建設された特定建築物（吉川保育所、原保育所）については、耐震診断を行った結果、耐震性が認められました。

入所児童数は増加傾向ですが、認定こども園等の新設によって、入所率は、90%程度で推移しており、定員は充足している状況にあります。



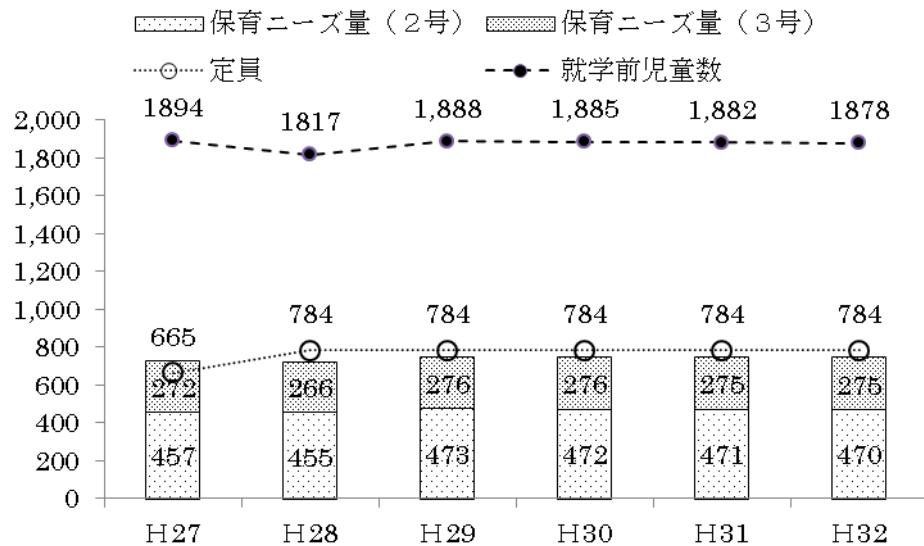
| 地区 | 区分 | 保育所名 | 定員(人) | 入所者数と対定員過不足(人) | | | | 建物概要 | | |
|-----|----|---------------------|-------|----------------|------|------------|------|------|-----|----|
| | | | | H28. 4. 1 | | H28. 11. 1 | | 建設年度 | 構造 | 階数 |
| | | | | 入所者数 | 過不足 | 入所者数 | 過不足 | | | |
| 八本松 | 公立 | 吉川保育所 | 30 | 27 | 3 | 32 | △ 2 | S 56 | R C | 2階 |
| | | 原保育所 | 80 | 75 | 5 | 75 | 5 | S 53 | R C | 2階 |
| | | 川上西部保育所 | 140 | 102 | 38 | 121 | 19 | S 46 | W | 1階 |
| | | 川上東部保育所 | 90 | 78 | 12 | 81 | 9 | S 47 | W | 1階 |
| | | 川上中部保育所 | 115 | 83 | 32 | 91 | 24 | S 49 | 軽S | 1階 |
| | 私立 | 妙徳保育園 | 90 | 92 | △ 2 | 92 | △ 2 | H 11 | R C | 2階 |
| | | 八本松あおい保育園 | 120 | 133 | △ 13 | 143 | △ 23 | H 18 | W | 1階 |
| | | 認定こども園アザレアキッズステーション | 40 | 21 | 19 | 19 | 21 | H 28 | W | 1階 |
| | | 八本松みづき認定こども園 | 60 | 34 | 26 | 25 | 35 | H 28 | S | 1階 |
| | | 小規模保育所めばえ保育園 | 19 | 13 | 6 | 15 | 4 | H 28 | 軽S | 1階 |
| 合計 | | | 784 | 658 | 126 | 694 | 90 | — | — | — |

(2) 保育所等定員の過不足の見通し

就学前児童数は、平成20年度の推計では減少するものと見込んでいましたが、実際には増加傾向にあります。平成28年4月には、幼保連携型認定こども園2か所（認定こども園アザレアキッズステーション、認定こども園八本松みづき）、小規模保育所1か所（めばえ）が民間事業者によって設置さ

れました。

保育所等定員の過不足については、平成28年ではやや過剰気味です。今後、定員の過剰な状況が続く場合には、公立保育所等の定員削減による対応を検討する必要があります。



(3) 保育所等の整備等の方向

基幹的保育所は、地区の中央に位置し、立地条件に優れている川上西部保育所が適していますが、耐用年数を経過するなど老朽化しており、近隣に立地している公立の八本松中央幼稚園とともに廃止のうえ、民間参入による幼保連携型認定こども園の設置を検討します。川上西部保育所の民営化後は、川上中部保育所を基幹的保育所として位置づけます。

また、同様に耐用年数を経過し老朽化している川上東部保育所及び川上中部保育所については、民間参入の動向も踏まえて、建替えもしくは老朽化対策を検討する必要があります。

今後、入所児童数の推移を見ながら、引き続き、私立保育所の認定こども園等の設置の動向も踏まえて、公立保育所の統廃合や定員の見直しを行う必要があります。

4 志和地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の西部に位置し、北部に中心地が形成されています。

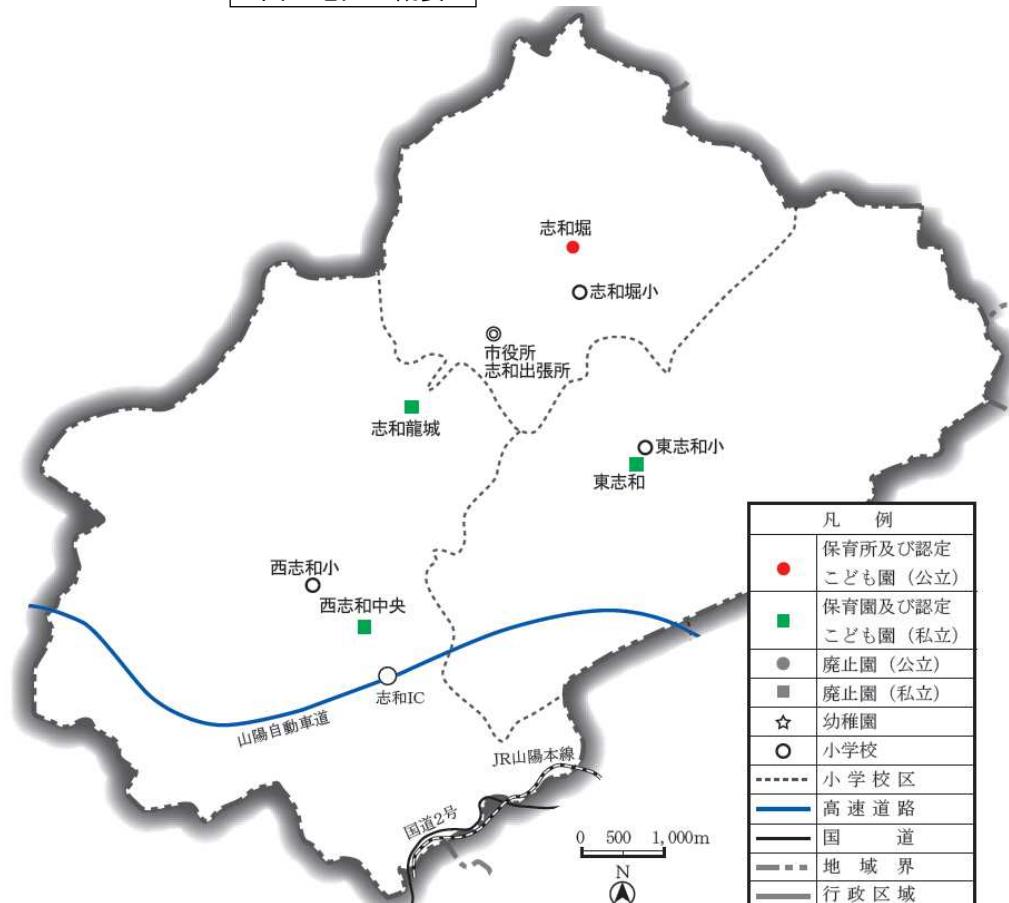
総人口及び就学前児童数は、減少傾向にあります。平成29年以降は横ばいで推移する見込です。

保育施設は、保育所が4か所（公立1、私立3）設置されています。

入所児童数は、平成20年度以降、横ばいで推移しています。

また、近年の入所率は、年度当初の4月は90%程度、年度末の3月は90%後半で推移しています。

図 地区の概要

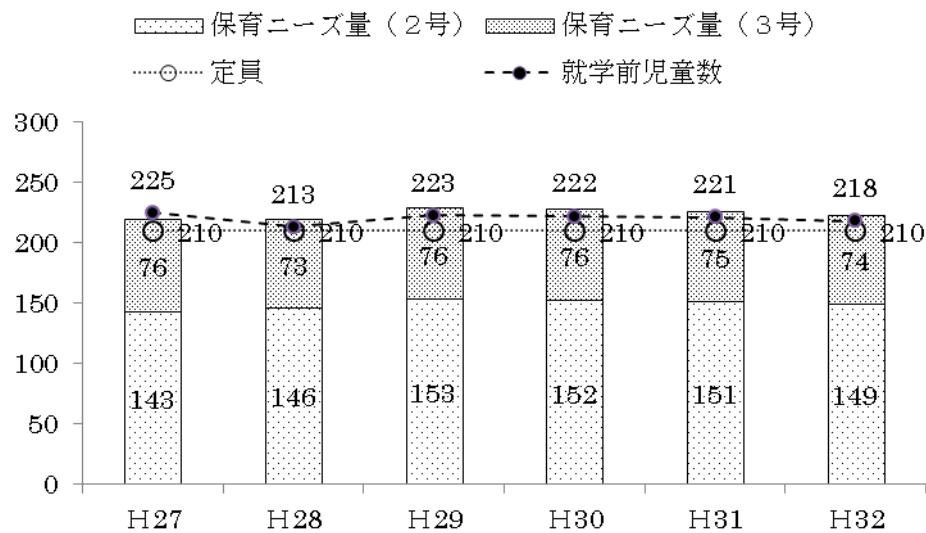


| 地区 | 区分 | 保育所名 | 定員(人) | 入所者数と対定員過不足(人) | | | | 建物概要 | | |
|----|----|----------|-------|----------------|------|----------|------|------|-----|----|
| | | | | H28.4.1 | | H28.11.1 | | 建設年度 | 構造 | 階数 |
| | | | | 入所者数 | 過不足 | 入所者数 | 過不足 | | | |
| 志和 | 公立 | 志和堀保育所 | 30 | 28 | 2 | 25 | 5 | S 55 | R C | 1階 |
| | 私立 | 東志和保育園 | 70 | 81 | △ 11 | 85 | △ 15 | H 24 | R C | 2階 |
| | | 志和龍城保育園 | 60 | 56 | 4 | 58 | 2 | H 14 | W | 2階 |
| | | 西志和中央保育園 | 50 | 34 | 16 | 35 | 15 | H 5 | R C | 1階 |
| | 合計 | | 210 | 199 | 11 | 203 | 7 | — | — | — |

(2) 保育所等定員の過不足の見通し

就学前児童数は、今後も減少するものと見込まれます。

保育所等定員の過不足については、今後、ほぼ定員並みの入所状況が続くものと見込まれます。



(3) 保育所等の整備等の方向

基幹的保育所は、志和堀保育所を位置づける必要があります。

志和堀保育所は、入所者が少人数（20～30人程度）の状態が続いていることから、私立保育所と合わせた定員の見直しを行う必要があります。

また、保育を必要としない児童の就学前教育の場を確保するため、私立保育所等に認定こども園（保育所型）の設置を働きかける必要があります。

5 高屋地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の東寄りに位置し、JR山陽本線西高屋駅周辺に地区の中心地が形成されています。総人口、就学前児童数は、いずれも減少傾向にあります。

保育施設は、保育所が4か所（公立4）、保育所型認定こども園が1か所（私立1）、私立幼稚園が2か所設置されています。

公立保育所は、小谷保育所と高屋中央保育所が平成32年までに耐用年数を経過するため、老朽化に配慮する必要があります。

入所児童数は、概ね横ばいで推移しており、入所率は、年間を通して100%を超えるなど高い状況にあります。

図 地区の概要

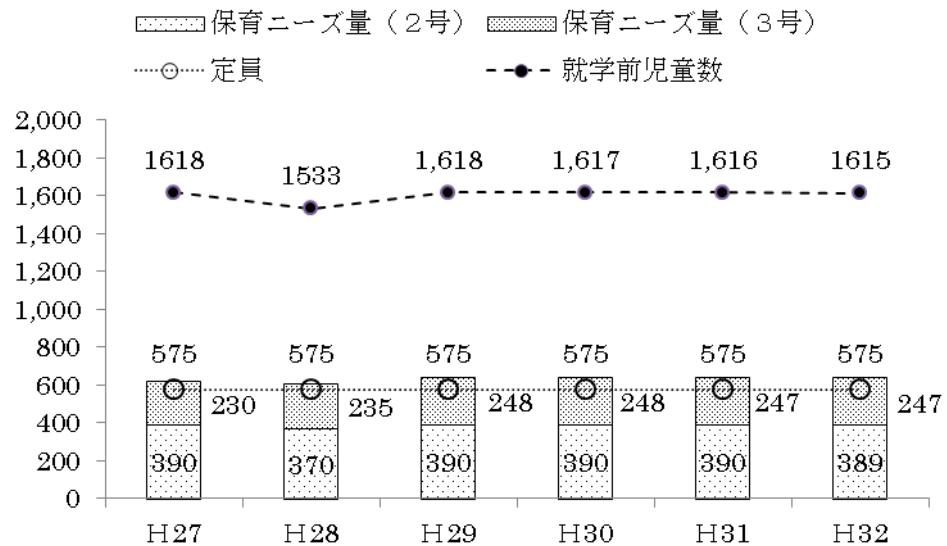


| 地区 | 区分 | 保育所名 | 定員 (人) | 入所者数と対定員過不足(人) | | | | 建物概要 | | |
|----|----|--------------------|-----------|----------------|------|----------|------|----------|-----|----|
| | | | | H28.4.1 | | H28.11.1 | | 建設 年度 | 構造 | 階数 |
| | | | | 入所者 数 | 過不足 | 入所者 数 | 過不足 | | | |
| 高屋 | 公立 | 高屋東保育所 | 90 | 78 | 12 | 87 | 3 | S 55 | R C | 1階 |
| | | 小谷保育所 | 60 | 61 | △ 1 | 72 | △ 12 | S 53 | S | 1階 |
| | | 造賀保育所 | 60 | 53 | 7 | 56 | 4 | S 54 | R C | 1階 |
| | | 高屋中央保育所 | 120 | 129 | △ 9 | 144 | △ 24 | S 51 | S | 1階 |
| | 私立 | 認定こども園サムエル東広島こどもの園 | 245 | 260 | △ 15 | 252 | △ 7 | H 9 | R C | 2階 |
| | | 合計 | 575 | 581 | △ 6 | 611 | △ 36 | — | — | — |

(2) 保育所等定員の過不足の見通し

就学前児童数は、横ばいで推移するものと見込まれます。

保育所等定員の過不足については、今後、定員不足の状態が続くものと見込まれます。



(3) 保育所等の整備等の方向

保育ニーズ量に対応した定員を確保するため、既存施設の機能を活用した定員拡充、建替え時における施設拡充などを行う必要があります。

基幹的保育所は、地区の中央に位置し、立地条件に優れている高屋中央保育所が適しています。

今後耐用年数を経過する高屋中央保育所と小谷保育所は、施設の老朽化に対応して、対策を検討する必要があります。

6 黒瀬地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の南西部に位置し、市役所黒瀬支所周辺に地区の中心地が形成されています。

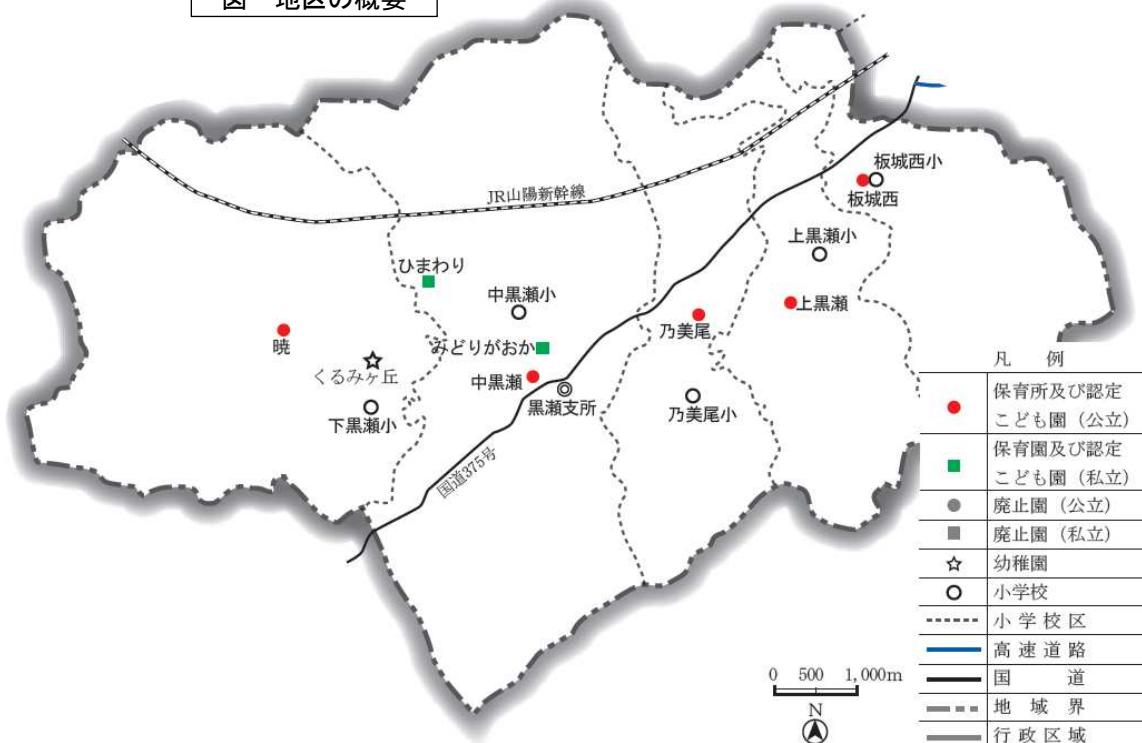
総人口は減少傾向、就学前児童数は概ね横ばいで推移しています。

保育施設は、公立保育所が5か所、私立の幼保連携型認定こども園が2か所、私立幼稚園が1か所設置されています。これらのうち、幼保連携型認定こども園の2か所については、いずれも私立幼稚園から移行したものです（平成23年度開設：認定こども園ひまわり、平成26年度開設：認定こども園みどりおかようちえん）。

入所児童数は、増加傾向で推移していますが、定員は下回っています。

また、入所率は、年度当初は80%程度、年度末は90%程度とやや低い状況にあります。

図 地区の概要

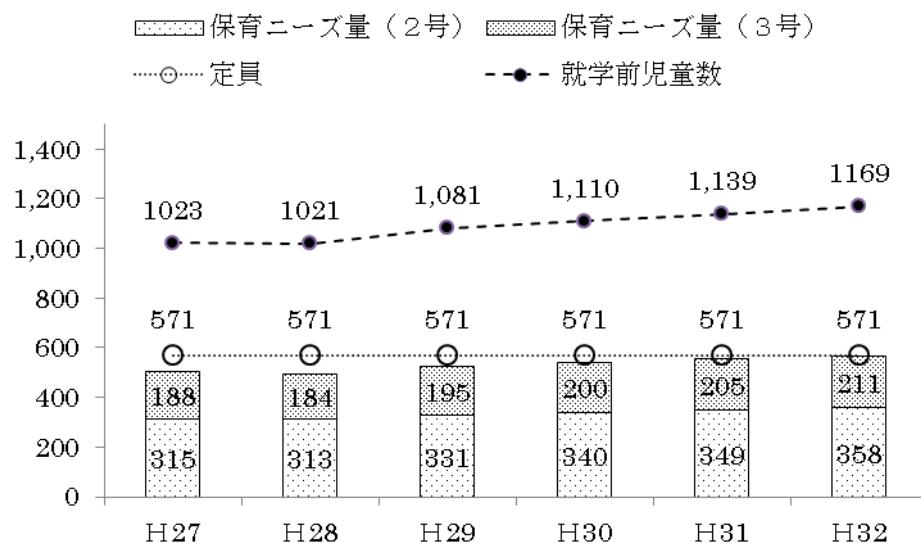


| 地区 | 区分 | 保育所名 | 定員 (人) | 入所者数と対定員過不足(人) | | | | 建物概要 | | |
|----|----|-------------------|-----------|----------------|-----|----------|-----|----------|-----|----|
| | | | | H28.4.1 | | H28.11.1 | | 建設 年度 | 構造 | 階数 |
| | | | | 入所者 数 | 過不足 | 入所者 数 | 過不足 | | | |
| 黒瀬 | 公立 | 板城西保育所 | 60 | 33 | 27 | 35 | 25 | S 57 | R C | 1階 |
| | | 上黒瀬保育所 | 60 | 60 | 0 | 64 | △ 4 | H 5 | R C | 1階 |
| | | 乃美尾保育所 | 70 | 60 | 10 | 62 | 8 | H 4 | R C | 1階 |
| | | 中黒瀬保育所 | 180 | 139 | 41 | 150 | 30 | S 59 | R C | 1階 |
| | 私立 | 瞳保育所 | 105 | 78 | 27 | 78 | 27 | S 58 | R C | 1階 |
| | | ひまわり認定こども園 | 30 | 30 | 0 | 28 | 2 | H 23 | R C | 2階 |
| | | 認定こども園みどりがおかようちえん | 66 | 60 | 6 | 73 | △ 7 | H 26 | R C | 2階 |
| | 合計 | | 571 | 460 | 111 | 490 | 81 | — | — | — |

(2) 保育所等定員の過不足の見通し

就学前児童数は、今後、増加する見込みです。

保育所等定員の過不足については、今後、ニーズ量の増加に伴い、定員不足の施設が増えるものと見込まれます。



(3) 保育所等の整備等の方向

基幹的保育所は、地区の中央に位置し、立地条件に優れている中黒瀬保育所が適しています。

現状では定員が充足していますが、今後、保育ニーズ量が増加し続ける場合は、定員の確保を図る必要があります。

7 福富地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の北部に位置し、市役所福富支所周辺に地区の中心地が形成されています。

総人口、就学前児童数とも減少傾向にあり、特に児童数の減少が顕著となっています。

保育施設は、保育を必要としない児童の就学前教育ニーズに対応するため、平成28年4月から、旧久芳保育所及び旧竹仁保育所が、それぞれ認定こども園（保育所型）に移行しました。

入所児童数は、定員を下回り、減少傾向で推移しています。また、入所率も低下傾向が続いているおり、今後も減少するものと見込まれます。

図 地区の概要

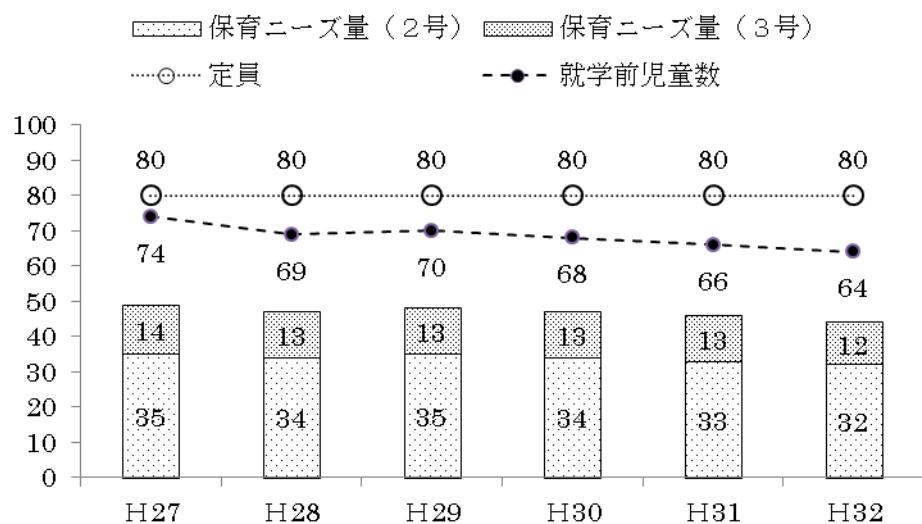


| 地区 | 区分 | 保育所名 | 定員(人) | 入所者数と対定員過不足(人) | | | | 建物概要 | | |
|----|----|--------------------|-------|----------------|-----|----------|-----|------|-----|----|
| | | | | H28.4.1 | | H28.11.1 | | 建設年度 | 構造 | 階数 |
| | | | | 入所者数 | 過不足 | 入所者数 | 過不足 | | | |
| 福富 | 公立 | 認定こども園くば (旧久芳保育所) | 40 | 22 | 18 | 25 | 15 | S 58 | R C | 1階 |
| | | 認定こども園たけに (旧竹仁保育所) | 40 | 20 | 20 | 22 | 18 | H 5 | R C | 1階 |
| | | 合計 | 80 | 42 | 38 | 47 | 33 | — | — | — |

(2) 保育所等定員の過不足の見通し

就学前児童数は、減少するものと見込まれます。

保育所等定員の過不足については、今後、ニーズ量の減少に伴い、大幅な定員割れが続くものと見込まれます。



(3) 保育所等の整備等の方向

基幹的保育所は、支所に近接し、立地条件に優れている認定こども園くばが適しています。

今後、大幅な定員割れが続くものと見込まれることから、適正規模を確保するため、1か所にすることを検討するとともに、定員の見直しを行う必要があります。

8 豊栄地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の北部に位置し、市役所豊栄支所周辺に地区の中心地が形成されています。

総人口、就学前児童数は、ともに減少傾向にあります。

保育施設は、保育を必要としない児童の就学前教育ニーズに対応するため、平成28年4月から、旧豊栄保育所が認定こども園（保育所型）に移行しています。

入所児童数は、定員を下回り、減少傾向で推移しています。また、平成23年度に定員を20人引き下げましたが、入所率も低下傾向が続いていること、年度末においても約80%と低くなっています。

図 地区の概要

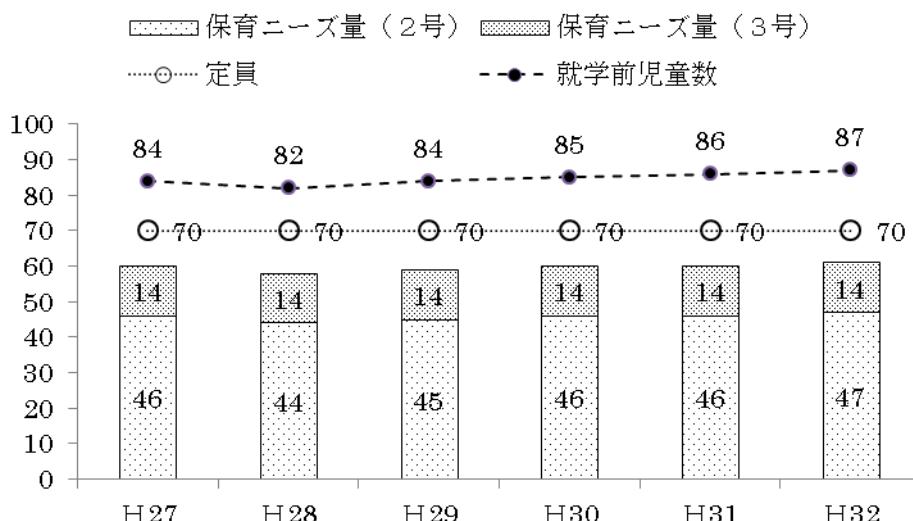


| 地区 | 区分 | 保育所名 | 定員 (人) | 入所者数と対定員過不足(人) | | | | 建物概要 | | |
|----|----|--------------------|-----------|----------------|-----|------------|-----|----------|-----|----|
| | | | | H28. 4. 1 | | H28. 11. 1 | | 建設 年度 | 構造 | 階数 |
| | | | | 入所者 数 | 過不足 | 入所者 数 | 過不足 | | | |
| 豊栄 | 公立 | 認定こども園とよさか（旧豊栄保育所） | 70 | 53 | 17 | 56 | 14 | S 63 | R C | 1階 |
| | | | | 合計 | | 56 | 14 | — | — | — |

(2) 保育所等定員の過不足の見通し

就学前児童数は、減少するものと見込まれます。

保育所等定員の過不足については、今後、ニーズ量の減少に伴い、定員割れが続くものと見込まれます。



(3) 保育所等の整備等の方向

基幹的保育所は、認定こども園とよさかを位置づける必要があります。

今後、定員割れが続くものと見込まれることから、定員の見直しを行う必要があります。

9 河内地区

図 地区の概要

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の東部に位置し、JR河内駅周辺に地区の中心地が形成されています。

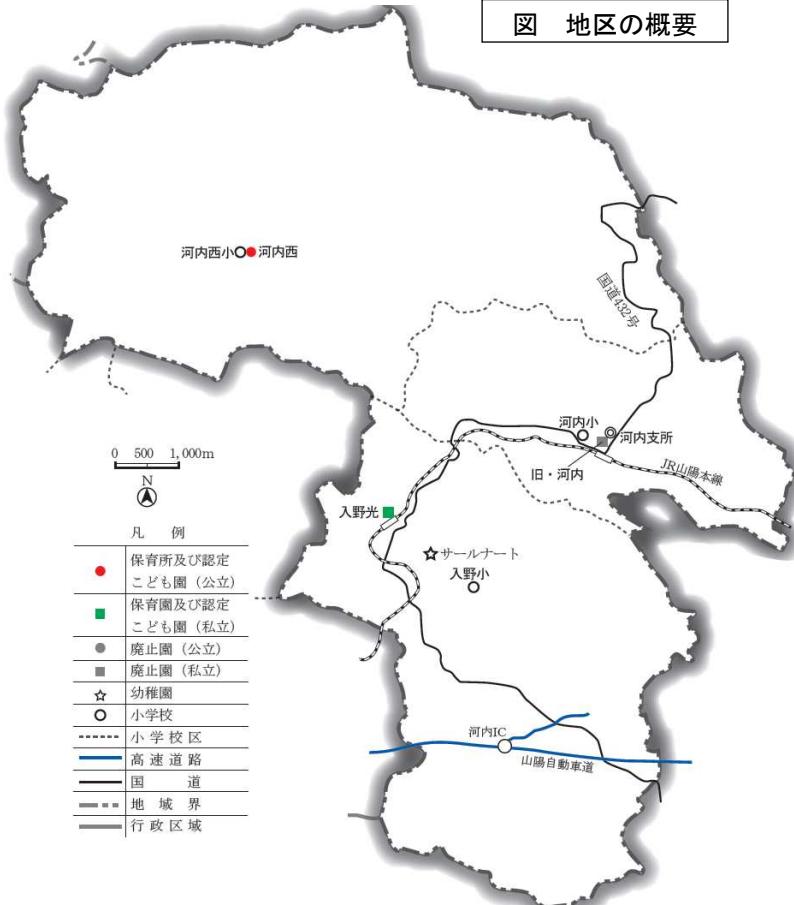
総人口は減少傾向、就学前児童数は近年横ばいで推移しています。

保育施設は、保育所が2か所（公立1、私立1）、私立幼稚園が1か所設置されています。なお、私立の河内保育園は、平成20年度末に廃止されています。

公立保育所は、平成32年時点では耐用年数を経過するため、老朽化に配慮する必要があります。

入所児童数は、公立では定員を下回っていますが、私立では年間を通して定員を上回っています。

また、入所率も公立では低下傾向にあり、年度末においても約85%と低くなっています。



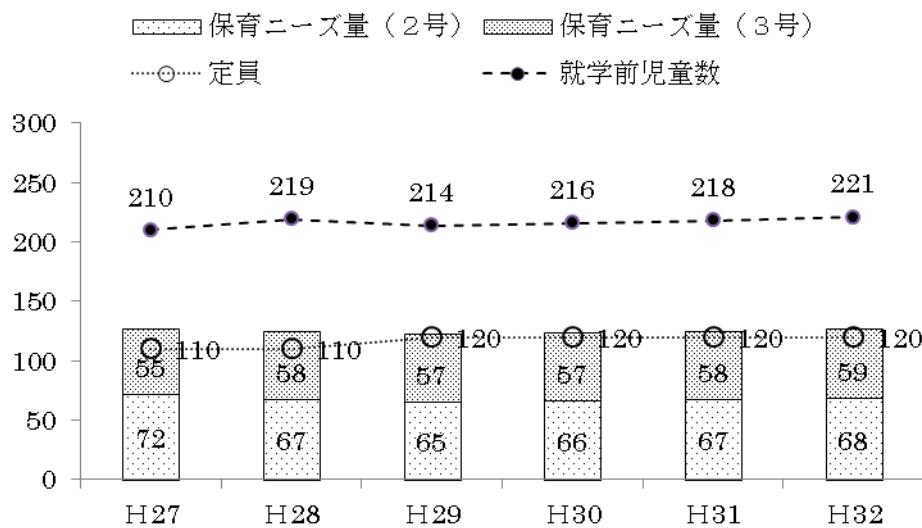
| 地区 | 区分 | 保育所名 | 定員 (人) | 入所者数と対定員過不足(人) | | | | 建物概要 | | |
|----|----|--------|-----------|----------------|------|----------|------|----------|-----|----|
| | | | | H28.4.1 | | H28.11.1 | | 建設 年度 | 構造 | 階数 |
| | | | | 入所者 数 | 過不足 | 入所者 数 | 過不足 | | | |
| 河内 | 公立 | 河内西保育所 | 40 | 27 | 13 | 28 | 12 | H 5 | W | 1階 |
| | 私立 | 入野光保育園 | 70 | 88 | △ 18 | 93 | △ 23 | H 8 | R C | 1階 |
| | | 合計 | 110 | 115 | △ 5 | 121 | △ 11 | — | — | — |

(2) 保育所等定員の過不足の見通し

就学前児童数は、平成20年度の推計では大きく減少するものと見込んでいましたが、実際にはやや増加傾向にあります。

保育所等定員の過不足については、今後も一定のニーズ量が見込まれるため、現在の状況が一定期間継続するものと見込まれます。

なお、大規模住宅団地であるグリューネン入野は、未分譲宅地が多く、将来的な人口増加も考えられるため、配慮する必要があります。



(3) 保育所等の整備等の方向

基幹的保育所は、河内西保育所を位置づける必要があります。

同保育所は、今後耐用年数を経過するため、施設の老朽化に対応して、対策を検討する必要があります。

また、入所者が少人数（20～30人程度）の状態が続いていることから、私立保育所と合わせた定員の見直しを検討する必要があります。

10 安芸津地区

(1) 保育所等の概要

本地区は、市の南部に位置し、市役所安芸津支所周辺に地区の中心地が形成されています。

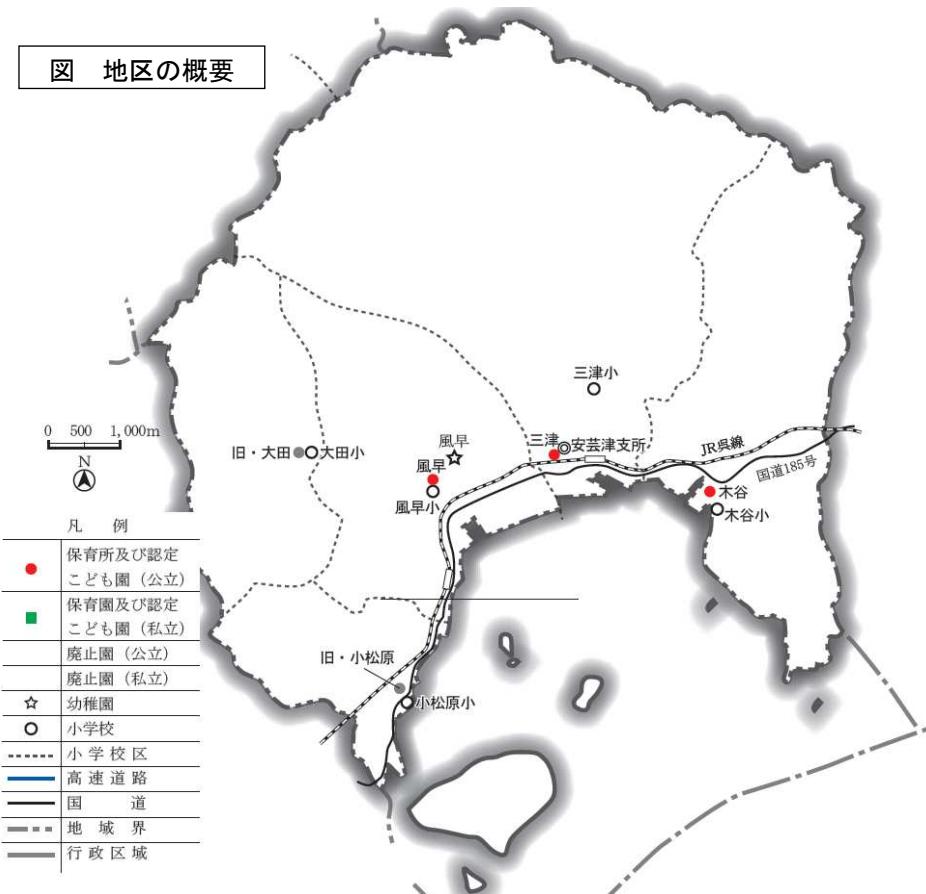
総人口、就学前児童数は、ともに減少傾向で推移しています。

保育施設は、公立保育所が3か所、私立幼稚園が1か所設置されています。

木谷保育所の木造園舎は既に耐用年数を経過し、部分的に劣化が進んでいます。なお、劣化の進んでいた小松原保育所、入所児童数が少人数で推移していた大田保育所については、平成22年度末に廃止しています。また、新耐震基準適用以前に建設された特定建築物（三津保育所、風早保育所）については、耐震診断と必要な改修を行いました。

入所児童数は、定員を下回り、減少傾向で推移しています。これを受け、木谷保育所及び風早保

図 地区の概要



育所の定員については、それぞれ20人引き下げています。

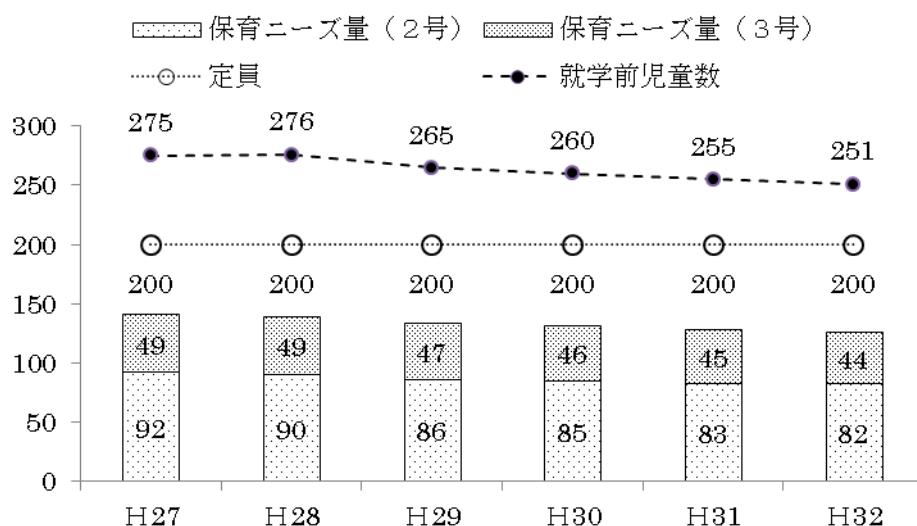
入所率も低下傾向にあり、年度末においても約75%と低くなっています。

| 地区 | 区分 | 保育所名 | 定員 (人) | 入所者数と対定員過不足(人) | | | | 建物概要 | | |
|-----|----|-------|-----------|----------------|-----|------------|-----|----------|-----|----|
| | | | | H28. 4. 1 | | H28. 11. 1 | | 建設 年度 | 構造 | 階数 |
| | | | | 入所者 数 | 過不足 | 入所者 数 | 過不足 | | | |
| 安芸津 | 公立 | 木谷保育所 | 40 | 26 | 14 | 28 | 12 | S 48 | W | 1階 |
| | | 三津保育所 | 90 | 51 | 39 | 54 | 36 | S 53 | R C | 1階 |
| | | 風早保育所 | 70 | 41 | 29 | 45 | 25 | S 54 | R C | 2階 |
| | | 合計 | 200 | 118 | 82 | 127 | 73 | — | — | — |

(2) 保育所等定員の過不足の見通し

就学前児童数は、大きく減少するものと見込まれます。

保育所等定員の過不足については、今後、ニーズ量の減少に伴い、大幅な定員割れが続くものと見込まれます。



(3) 保育所等の整備等の方向

基幹的保育所は、地区の中央に位置し、立地条件に優れている三津保育所が適しています。

今後、大幅な定員割れが続くものと見込まれることから、適正規模を確保するため、現在の3か所を1～2か所に統合することを検討するとともに、定員の見直しを行う必要があります。

また、耐用年数を経過して老朽化している木谷保育所の木造園舎について、対策を検討する必要があります。

6章 構想の推進方策

本構想の具体化に向けては、次の事項に配慮しながら推進します。

① 保育サービスの質の維持、向上

本構想に基づいて、保育所等の配置を進める上では、適切な年齢別定員の確保、人材の配置、保育所等、幼稚園などの連携等により、現在の保育サービスの質を維持するよう、十分配慮します。

また、基幹的保育所等の体制づくり等に係る重点的な取組、アレルギー、感染症、看護等の研修会実施などにより、構想の推進を契機とした保育サービスの向上に努めます。

② 保育士の確保

保育所等と潜在保育士及び保育士養成校卒業見込とのマッチング、広島県保育士人材バンクを活用した「潜在保育士」の再就職への情報提供等を通じて保育士確保に努めます。

また、給与の改善等の処遇改善によって、働く魅力を感じ、働き続けたい職場環境の構築を図ります。

さらに、県内の保育士養成校等と相互に連携を図り、就業の促進に努めます。

③ 保育ニーズの動向等子育て支援に係る情勢に対応した計画の弾力的な運用

本構想の具体化を進める上では、潜在的な保育ニーズの顕在化の動向、私立幼稚園の認定こども園設置の動向等に対応し、必要に応じて統廃合方針の見直しを行うとともに、実施段階において適切な定員の設定等を行います。

また、国の子育て支援施策、制度の拡充、施策の変化等に適切に対応するなど、諸情勢に応じて計画の弾力的な運用を行います。

④ 保護者、地域住民への周知と合意形成

本構想の具体化を進める上では、保護者や地域住民の理解と協力が不可欠であり、適正配置の考え方、各保育所等の整備等の方針、統廃合の方針などについて十分に周知、説明し、合意形成が図られるよう努めます。

⑤ 地域における子育て支援体制の維持、充実への配慮

保育所等の統廃合に伴い保育所等を廃止する場合は、地域における子育て支援の実情、取組状況等を踏まえて、子育て支援体制を維持、充実するための取組を検討します。

⑥ 関係機関等との連携

本構想に基づいて保育所等の適正配置を進める上では、私立保育所等、幼稚園、小学校などの子育て関連施設、関連団体等と密接に連携し、地域における子育て支援活動が維持、充実されるよう努めます。

また、府内関係部局との密接な連携により、地域における子育て支援施策の効果的な実施に努めます。

資料 構想策定の経緯

(1) 平成20年度策定

平成20年度の構想策定は、「東広島市保育所適正配置基本構想検討委員会を設置のうえで、次の委員により検討を行った。

【東広島市保育所適正配置基本構想検討委員】

| | 氏 名 | 所 属 名 | 役 職 |
|-----|---------|------------------|-----------|
| 委員長 | 七木田 敦 | 広島大学大学院教育学研究科 | 教 授 |
| 委 員 | 塚 本 俊 明 | 広島大学地域連携センター | 教授・副センター長 |
| | 中 田 文 香 | 東広島保育連盟 | 会 長 |
| | 村 若 尚 | NPO法人子育てネットゆめもくば | 理 事 長 |
| | 高 橋 康 裕 | 東広島市福祉部 | 部 長 |

【事 務 局】

| | | |
|--------------|-----------|---------|
| 東広島市福祉部児童福祉課 | 課 長 | 陰 山 通 弥 |
| | 参 事 | 高 原 美 幸 |
| | 課長補佐兼保育係長 | 福 原 幸 範 |
| | 主 任 | 栗 栲 真 一 |

【委員会の開催状況】

| 年 月 日 | 会 議 名 | 主な内容 |
|-----------------|----------|---|
| 平成20年 10月17日 | 第 1 回委員会 | (1) 委員長の選出 (2) 構想の趣旨及び策定の進め方 (3) 保育所の現状と課題 (4) 適正配置の考え方 |
| 平成21年 2月 2 日 | 第 2 回委員会 | (1) 既存保育所の活用方向に関する評価 (2) 民間保育所の意向調査結果 (3) 保育所整備等の基本方針 (4) 地域別の整備方針 |
| 平成21年 3月 16日 | 第 3 回委員会 | (1) 保育所整備等の基本方針 (2) 地域別の整備方針 (3) 保育所整備計画 (4) 計画の推進方策 (5) 基本構想の取りまとめ |

(2) 平成28年度見直し

平成28年度の見直しは、東広島市子ども・子育て会議に「保育所適正配置検討部会」を設置のうえ検討を行った。

【保育所適正配置検討部会員】

| | 氏名 | 所属名 | 役職 |
|-----|-------|---------------------|-----|
| 部会長 | 七木田 敦 | 広島大学大学院教育学研究科 | 教授 |
| 部会員 | 中田文香 | 東広島保育連盟 | 会長 |
| | 難波元實 | 東広島市私立幼稚園・認定こども園協議会 | 代表 |
| | 村若尚 | NPO法人子育てネットゆめもくば | 理事長 |
| | 高山泰子 | 郷田保育所等保護者会 | 会長 |
| | 津森毅 | 東広島市教育委員会 | 教育長 |

【事務局】

| | | |
|---------------|-------|-------|
| 東広島市こども未来部 | 部長 | 石原さやか |
| 東広島市こども未来部保育課 | 課長 | 片岡隆夫 |
| | 専門員 | 山根由実 |
| | 専門員 | 村瀬文女 |
| | 保育所係長 | 上杉浩司 |
| | 主査 | 中野寿寛 |

【部会の開催状況】

| 年月日 | 会議名 | 主な内容 |
|-----------------|-------|---|
| 平成28年 12月14日 | 第1回部会 | (1) 改正目的 (2) 改正内容 (3) 待機児童増加等の環境変化への対応 (4) 改訂手続き |
| 平成29年 1月23日 | 第2回部会 | (1) 保育所適正配置基本構想改訂（案）について |
| 平成29年 2月23日 | 第3回部会 | (1) 保育所適正配置基本構想改訂（案）について |

【子ども・子育て会議の開催状況】

| 年月日 | 会議名 | 主な内容 |
|----------------|--------------|-----------------------|
| 平成29年 3月23日 | 第9回子ども・子育て会議 | ・保育所適正配置基本構想改訂（案）について |